

令和3年度決算に係る定期監査結果に対する措置状況

1 勧告

機関名	勧告内容	講じた措置
<p><b>県土整備部</b> 道路建設課</p> <p><b>総務部</b> 行財政改革推進課</p> <p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p>	<p>【平成31年度設定国債】地域連携道路事業費・令和3年度現年外4件の国庫補助金について、歳入状況の確認を行わなかったため、著しく多額(2,486,832,000円)の収入未済が発生した。</p>	<p>国土交通省所管補助金の受入手続について、事業費確定、支出決定決議書の作成遅延、支払確認の漏れ、収納未済の把握の遅れ、関係機関との連携不足等による執行管理体制の不備、国費事務への理解不足が原因である。</p> <p>収入未済となっていた補助金については、国において予算措置され、令和5年2月2日に全額収入となった。</p> <p>今回の事案を深刻かつ重大なものと受け止め、県土整備部では補助事業等に係る予算・決算管理体制の強化及び国費事務の組織的な調整などを行い、部をあげて再発防止に取り組んでいる。</p> <p>また、改善には国費担当課（法定受託事務として国の会計事務を行う課）はもとより、関連する事務を処理する機関での取組が必要なことから、次のとおり再発防止に取り組んでいる。</p> <p>国費事務の理解不足を解消するため、「国費事務の手引き」を改正し、通常時及び緊急時の支払方法等を明記するとともに、国費事務の一連の流れを網羅した「国費事務マニュアルデータベース」を新規作成し、令和5年3月から運用を開始した。併せて、随時視聴可能な研修を提供し、国費事務のさらなる理解促進や国費事務の執行が可能な複数の職員の養成等を図っている。</p> <p>国の官庁会計システムや県財務システムで対応できない部分（国費受入れに向けた請求や調定並びに国費の支出決定決議書起案に至るまで）の組織的な進行管理が可能となるよう、会計管理局が新規作成した「国費支払管理データベース」に進捗状況管理や担当者及び所属内確認者宛ての遅延警告メール自動送信等の機能を追加し、令和5年3月から運用開始し、県土整備部のみならず、全ての国費事務担当部局及び会計管理局双方で支払漏れの防止体制を強化した。</p> <p>なお、再発防止には全庁的かつ組織的な取組が必須であることから、令和4年11月30日に開催した業務適正化推進本部会議において、国費担当課・会計管理局双方で国費事務の適正化を図っていくための対策を確認し、徹底した。</p> <p>また、令和5年3月16日に主管課長会議を開催し、令和4年度末の国費事務の適正な執行のため各部局に期限遵守や収入状況確認の徹底を図るとともに、組織として確認すべき点の徹底、引継ぎや組織間連携が適切に実施されるよう併せて注意喚起を行った。</p> <p>更に、令和5年度に向けて業務点検チェックリ</p>

令和3年度決算に係る定期監査結果に対する措置状況

機関名	勧告内容	講じた措置
		<p>スト及び未然防止策を見直すとともに、業務適正化に対する職員の理解度向上を目的に全職員向けの研修を実施した。</p> <p>引き続き再発防止に取り組んでいく。</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 県土整備部内での予算・決算管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土整備部内の予算・決算担当者に係る担当者会議を令和4年7月27日に、事業を執行する地方機関との予算・決算事務に係る担当者会議を11月1日に開催し、課題の共有や決算見込額の早期確定に係る連携強化を確認した。今後も定期的に開催することとしている。</li> <li>・各地方機関から提出される決算見込額について、事業課予算担当者だけでなく上司や部の主管課も加え、組織的に精査を行い、早期に額を確定し、期日に沿った国費請求事務を行う。</li> </ul> <p>(2) 県土整備部における国費事務の組織的な調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末等の繁忙期において、支出決定決議書等の作成を行う国費事務担当者が作業に十分な時間を割けるよう、業務調整を図る。</li> <li>・会計指導課主催の国費事務研修会や県土整備部内で開催した国費事務研修会を道路建設課職員4名(道路企画課兼務職員)が受講し、国費事務の理解を深めた。また、国費事務の経験職員によるOJTを進め、支出決定決議書等の作成など国費事務の執行が可能な職員を複数養成することにより協力体制を確立することとしている。</li> </ul> <p>(3) 全庁的な国費事務の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国費事務の手引き」を改正し、通常時及び緊急時の支払方法等を明記するとともに、国費事務の適正化を目的として、国費事務の一連の流れについて、国及び県のシステムによる事務を網羅し、事務の各段階におけるリスク及び未然防止策を踏まえた「国費事務マニュアルデータベース」を新規作成し、令和5年3月から運用を開始した。</li> </ul> <p>併せて、国費事務担当者が国費事務に必要な基礎的知識を習得し、理解を深めることで適正で効率的な事務処理に資することを目的として、随時視聴可能な研修(VOD配信)を上記データベース上で提供し、国費事務のさらなる理解促進を図っている。</p> <p>(4) 全庁的な国費支払事務の組織的管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月10日付けで、会計管理者から各部局長宛に、部局内の事務処理体制や予算執行状況を確認の上、二度と同様の事案が発生しないよう、国費事務の適切な執行について通知した。</li> <li>・国費担当課及び会計指導課双方でのチェックを行い、支払漏れや支払遅延等を防ぐことを目的として、会計管理局が作成した「国費支払管理データベース」に進捗状況管理や遅延警告メール自動送信等の機能を追加し、令和5年3月から運用を開始し、令和5年3月16日に開催した国費事務の適正な執行に係る主管課長会議において、組織的な執行管理の周知徹底を図った。</li> </ul>

令和3年度決算に係る定期監査結果に対する措置状況

機関名	勧告内容	講じた措置
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規作成の上記データベース活用により、国の官庁会計システムや県財務システムで対応できない部分を補完することで、より確実に実効性のある管理が可能となった。</li> </ul>

## 令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

### 2 指摘事項

機関名	指摘内容	講じた措置																				
<p>1 <b>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局</b> 新型コロナウイルス感染症対策推進課</p>	<p>令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：要：適期に発注伺を行い見積書は徴取していたが、担当が他の業務に追われたことなどにより、支出負担行為の事務手続が遅延していた。同じ事例が外5件あり。</p> <p>・契約の相手方：(株) J</p> <p>・見積書受付日：R 3. 3. 22</p> <p>・支出負担行為起案日：R 3. 4. 2</p> <p>・支出負担行為決裁日：R 3. 4. 5</p> <p>・契約日：R 3. 4. 1</p> <p>・遅延日数：4日</p> <p>・発生の原因：上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>担当者が支出負担行為事務を失念していたこと、上司による進行管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>同様の事態が生じないよう監査指摘事項を局内共有し、担当者による適切な事務処理と上司の進捗管理の徹底を所属内で改めて確認した。</p> <p>また、令和5年度においては、行政検査業務委託方針を令和5年3月上旬に固め、早めに各委託候補先との調整を実施し、契約事務手続の遅延防止を図った。</p>																				
<p>2 新型コロナウイルス感染症対策推進課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策医療提供体制検討プロジェクト会議における助言者への報償費及び特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：要：会議開催が急遽決定し、また担当者の業務が逼迫していたため支出負担行為の起案が遅延し、結果的に会議3回分をまとめて起案したもの。</p> <p>・発生の原因：担当者の失念、上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>担当者が支出負担行為事務を失念していたこと、上司による進行管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>同様の事態が生じないよう監査指摘事項を局内共有し、担当者による適切な事務処理と上司の進捗管理の徹底を所属内で改めて確認した。</p> <p>また、会議開催後においては、出席者の旅費請求書等の取りまとめ状況を上司が定期的に確認し、事務の遅延を防止することとした。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">科目</th> <th style="width: 15%;">金額(円)</th> <th style="width: 15%;">支出負担行為起案日</th> <th style="width: 15%;">支出負担行為決裁日</th> <th style="width: 15%;">開催日</th> <th style="width: 15%;">遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td style="text-align: right;">135,000</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">R3.11.9</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">R3.11.10</td> <td style="text-align: center;">R3.4.28</td> <td style="text-align: center;">6か月12日</td> </tr> <tr> <td>特別旅費</td> <td style="text-align: right;">3,850</td> <td style="text-align: center;">R3.6.4</td> <td style="text-align: center;">5か月6日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">R3.10.28</td> <td style="text-align: center;">13日</td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額(円)	支出負担行為起案日	支出負担行為決裁日	開催日	遅延日数	報償費	135,000	R3.11.9	R3.11.10	R3.4.28	6か月12日	特別旅費	3,850	R3.6.4	5か月6日			R3.10.28	13日	
科目	金額(円)	支出負担行為起案日	支出負担行為決裁日	開催日	遅延日数																	
報償費	135,000	R3.11.9	R3.11.10	R3.4.28	6か月12日																	
特別旅費	3,850			R3.6.4	5か月6日																	
				R3.10.28	13日																	
<p>3 新型コロナウイルス感染症対策推進課</p>	<p>令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、委託料が支払われていなかった。</p> <p>・概要：要：業務完了報告書を受領し、検査結果通知書を発出していたが、受託者からの請求書が届いていないことを担当者が失念しており、<b>委託料を支払っていなかった</b>。定期監査時に支出に係る起案が見つからなかったため担当課に確認したところ未払いが発覚したもの。</p> <p>・契約の相手方：(独) A J</p>	<p>相手方が請求書の提出を失念した中、担当者も支出負担行為事務を失念したこと、上司による進行管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>定期監査における監査委員からの指摘を受け、速やかに相手方と連絡を取って請求書の提出を求め、過年度支出として令和4年10月12日に支出事務を完了した。</p> <p>医療機関及び民間検査機関と契約している行政検査実施業務委託に関しては、集計表により毎月の実績確認を</p>																				

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了報告書提出日：R 3. 5. 17</li> <li>完了報告書受理日：R 3. 5. 17</li> <li>検査結果通知日：R 3. 5. 21</li> <li>委託料（4月実施分）：175,648円（R 4. 10. 12支払）</li> <li>支払期限：請求書受理日から20日以内</li> <li>発生の原因：担当者の失念、上司の進行管理不足</li> <li>指摘の考え方：支出事務が著しく不適正</li> </ul>	<p>行っていたが、同様の事態が生じないよう、実績報告の受理、検査結果通知、請求書の受理及び支出の各段階の状況を事務局電子会議室で共有し、毎月進捗確認を行い、事務の遅延及び再発防止を図ることとした。</p>
<p>4 新型コロナウイルス感染症対策推進課</p>	<p>令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見積書受領日：R 3. 3. 22</li> <li>予定価格調書作成日：R 3. 3. 25</li> <li>予定価格：14,850,000円</li> <li>発生の原因：上司の進行管理及び内容確認不足</li> <li>指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</li> </ul>	<p>担当者及び上司が予定価格調書の作成を失念していたことが原因である。</p> <p>同様の事態が生じないよう監査指摘事項を局内共有し、適切な事務処理の徹底を所属内で改めて確認した。</p> <p>委託契約にかかる見積依頼を起案する際、「予定価格調書の作成」を確認項目として定型化し、作成の要否を明らかにし、作成を要するものについては、所属長決裁時に作成を完了させることとした。</p>
<p>5 令和新時代創造本部 政策戦略監新時代・SDGs推進課</p>	<p>第1回SDGs推進モデル創出補助金審査会外4件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の原因：上司の進行管理不足</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>担当者が審査会開催前に支出負担行為を行うことを失念していたこと及び事業の進捗について上司によるチェックが十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>審議会経費に関する支払時期について、改めて課員全員に周知し、適切な時期に会計事務処理を行うよう指示した。</p> <p>審議会経費を支払う可能性のある場合は、上司及び担当者でのダブルチェックを徹底することとした。</p>
<p>6 広報課</p>	<p>月刊「MonoMaster」への鳥取和牛記事掲載業務について、支出負担行為</p>	<p>校了まで非常に短期間であったため、事業の推進に気を取られ、会計手続を計</p>

会議名等 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延日数
第1回SDGs推進モデル創出補助金審査会(3名)	報酬	27,800	R3.4.27	R3.5.6	R3.5.8	10日
第1回とっとりSDGsポータルサイト開設等業務委託公募型プロポーザル審査会(2名)	報酬	18,400	R3.5.18	R3.6.2	R3.6.2	16日
第2回とっとりSDGsポータルサイト開設等業務委託公募型プロポーザル審査会(2名)	報酬 費用弁償	18,400 200	R3.5.21	R3.6.7	R3.6.7	18日
とっとりSDGs若者ネットワーク令和3年度キックオフミーティング(17名)	報償費 特別旅費	156,400 1,085	R3.5.28	R3.7.2	R3.7.2	1か月5日
とっとり若者ミーティングからの提案発表(7名)	特別旅費	13,375	R3.11.24	R3.11.29	R3.11.29	6日

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要: 担当者が支出負担行為の起案を失念していたため、支出負担行為の手続が遅延したもの。なお、当該支出負担行為は、業務完了後に起案されたものである。業務の発注については、発注伺の起案前（R 3. 4. 23頃）に、当該契約の相手方に見積額を口頭で聞き取り、その額をもって所属内で協議・決定し、口頭により発注している。</li> <li>・契約の相手方：(株) K</li> <li>・契約額：495,000円</li> <li>・見積書提出依頼：R 3. 4. 30付</li> <li>・見積書受理日：R 3. 5. 21</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 6. 2</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 3. 6. 2</li> <li>・契約書の作成：省略</li> <li>・委託期間：契約日（R 3. 4. 23）～R 3. 6. 1（仕様書より）</li> <li>・業務完了日：R 3. 5. 25（月刊「M o n o M a s t e r」発売日）</li> <li>・業務完了報告書提出日：R 3. 5. 31</li> <li>・業務完了報告書受理日：R 3. 6. 10</li> <li>・遅延日数：1か月9日（口頭発注を行った日（R 3. 4. 23を想定）から起算）</li> <li>・発生の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>面的に遂行する意識が希薄になってしまったものである。また、上司の進行管理も不十分であった。</p> <p>会計事務処理の遅れが生じないように、担当者、上司を含めて契約事務の進捗状況の共有について、徹底を図った。</p> <p>運用中の支出負担行為等進捗状況表（事業ごとの発注伺及び支出負担行為の日付管理を行う）への記入、共有について、担当者、上司を含めて再度徹底し実行している。</p>
7 広報課	<p>「婦人公論」への広告掲載業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要: 担当者が支出負担行為の起案を失念していたため、支出負担行為の手続が遅延したもの。なお、当該雑誌の掲載内容は、広報課が作成することとしており、PDFファイルにしてCD-Rにより提出（R 3. 11. 19）している。</li> <li>・契約の相手方：(株) L</li> <li>・予定価格：1,540,000円</li> <li>・契約額：1,320,000円</li> <li>・見積書受理日：R 3. 12. 6</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 12. 28</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 3. 12. 28</li> <li>・契約日：R 3. 12. 7</li> <li>・委託期間：R 3. 12. 7～R 4. 1. 21</li> <li>・業務完了日：R 3. 12. 14（「婦人公論」発売日）</li> </ul>	<p>出稿物の制作委託及び掲載委託に係る会計事務を同時に行う必要があったが、制作委託に係る会計処理が終了した時点で、すべての会計処理について完了したと錯誤したものである。また、上司の進行管理も不十分であった。</p> <p>会計事務の未処理、遅れが生じないように、担当者、上司を含めて契約事務の進捗状況の共有について、徹底を図った。</p> <p>運用中の支出負担行為等進捗状況表（事業ごとの発注伺及び支出負担行為の日付管理を行う）への記入、共有について、担当者、上司を含めて再度徹底し実行している。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務完了報告書提出日：R 3. 12. 14</li> <li>・業務完了報告書受理日：R 3. 12. 14</li> <li>・完了検査日：R 3. 12. 14</li> <li>・遅延日数：21日</li>   <li>・発生の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	
<p>8 交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課</p>	<p>地域課題を解決する“鳥取型福業モデル”実施委託業務プロポーザル審査会委員報酬について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：委員へ住所記載の書類を令和3年4月14日に依頼し、開催日当日に受領する予定であったが、実際の書類の受領が同年5月20日となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：2名</li> <li>・科目及び金額：報酬 18,400円</li> <li>・審査会開催日：R 3. 5. 7</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 5. 20</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 3. 5. 21</li> <li>・遅延日数：14日</li> </ul> <p>・発生の原因：上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>担当者の認識及び上司の進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p>令和4年11月25日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当内で会計規則に係る周知徹底を図った。</p>
<p>9 ふるさと人口政策課</p>	<p>テレワーク鳥取暮らしに係るテレビ媒体等による情報発信業務に係る委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> <p>・概要：予定価格の決定は積算した額とすべきところ、発注時に千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方：AN（株）</li> <li>・予定価格の積算内訳の額：499,400円</li> <li>・予定価格の積算額：500,000円</li> <li>・超過額：600円</li> <li>・予定価格：500,000円</li> <li>・契約金額：500,000円</li> <li>・契約方法：随意契約（1者）</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足</p> <p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>	<p>担当者及び上司の関係規定等への認識が不足していたことが原因である。</p> <p>令和4年11月25日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当内で会計規則に係る周知徹底を図った。</p>
<p>10 観光交流局</p>	<p>地域のサイクルツーリズム推進講演会の動画配信料について、支出負担行為の事</p>	<p>担当者が、講演会準備を進める中で、支出負担行為の起案事務を失念してい</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
観光戦略課	<p>務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：見積書を事前に受領していたが、支出負担行為の起案が必要であることを失念していた。</li> <li>・相手方：M連合会</li> <li>・科目及び金額：役務費 262,900円</li> <li>・見積書受領日：R 4. 3. 18</li> <li>・事業開催日：R 4. 3. 25</li> <li>・支出負担行為起案日：R 4. 4. 5</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 4. 4. 6</li> <li>・遅延日数：12日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の失念、上司の関係規程等への認識不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>たこと並びに副査及び上司の関係規程等への認識が不足していたことが原因である。</p> <p>支出負担行為が適切に行われるよう、上司及び副査が担当者の処理状況に気を配り、定期的に状況確認を行うことで進捗管理できるよう体制を強化するとともに、担当内で関係規程の再確認を行った。</p> <p>令和4年11月25日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、令和5年1月17日に会計規則についての所属内研修を行い、周知徹底した。</p>
11 観光交流局 観光戦略課	<p>「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」運営業務委託契約について、業務期間を遡っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：観光庁の隣接県への対象拡大に係るR 3. 11. 25付け要綱改正に伴い、スペシャル・ウェルカニキャンペーンは当初広島県、岡山県、兵庫県と12月末あるいは1月上旬に委託業務を開始する方向で調整していたが、急遽広島県が12月15日（12月7日判明）、岡山県が12月22日（12月14日判明）からキャンペーンを開始することとなり、#WeLove山陰キャンペーンも1月1日を12月15日に繰り上げて制度を適用することとなり、契約期間を経費が発生する12月16日に遡ったもの。</li> <li>・相手方：N共同体</li> <li>・契約締結日：R 3. 12. 23</li> <li>・契約期間：R 3. 12. 23～R 4. 3. 31 ただし、R 3. 12. 16から契約が成立するまでの間に発注者が発注者のために発注者の委託業務として行った行為は、契約に基づき行った業務とみなすものとする。</li> <li>・遡及を含む契約期間：R 3. 12. 16～R 4. 3. 31</li> <li>・見積書受領日：R 3. 12. 22</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 12. 22</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 3. 12. 23</li> <li>・契約金額：1,032,897,700円</li> <li>・遅延日数：7日</li> </ul> <p>・発生の原因：上司の進行管理不足</p>	<p>事業の制度設計を進める中で、担当者、副査及び上司の進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p>支出負担行為が適切に行われるよう、上司及び副査が担当者の処理状況に気を配り、定期的に状況確認を行うことで進捗管理できるよう体制を強化した。</p> <p>令和4年11月25日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、令和5年1月17日に会計規則についての所属内研修を行い、周知徹底した。</p>

### 令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	
12 観光交流局 国際観光誘 客課	<p>思い出コンテスト告知文ほかの日英翻訳に係る翻訳料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要: 事前に見積書を受理していたが、支払調書の発行が必要な経費であることにもかかわらず、支出負担行為の起案を失念していた。</li> <li>・相手方: O</li> <li>・科目及び金額: 役務費 57,525円</li> <li>・見積書受理日: R 3. 7. 12</li> <li>・業務実施日: R 3. 7. 16</li> <li>・支出負担行為起案日: R 3. 8. 13</li> <li>・支出負担行為決裁日: R 3. 8. 18</li> <li>・遅延日数: 1か月2日</li> </ul> <p>・発生の原因: 担当者の失念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>担当者の関係規程等への認識が不足しており支出負担行為の起案事務を失念していたことが原因である。</p> <p>支出負担行為が適切に行われるよう、上司及び副査が担当者の処理状況に気を配り、定期的に状況確認を行うことで進捗管理できるよう体制を強化するとともに、担当内で関係規程の再確認を行った。</p> <p>令和4年11月25日に、今回の指摘内容と規程等の再確認を所属内に周知した。</p>
13 観光交流局 国際観光誘 客課	<p>新たな滞在エリア創出に向けた豪州PR事業に係る委託契約について、遑って契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要: R2年度から「ワールドマスターズゲームズ2021関西」や「大阪・関西万博」を見据えた関西圏の滞在エリア創出の事業であり、発注者は、四国運輸局、鳥取県、兵庫県、徳島県の関係団体である。契約書、仕様書の作成権限は、四国運輸局であり、契約締結日も四国運輸局の指示によるもの。R3.11.11に運輸局から回送準備完了の連絡があったことから、本県としては、四国運輸局に県の会計規則上、遑りでの契約は適切ではないと主張したが、四国運輸局側が遑りしか認めないと主張したため、止む無く受領し、契約書案を起案した。</li> <li>・相手方: P(株)</li> <li>・全体の契約金額: 4,999,830円</li> <li>・契約金額: 829,972円(鳥取県負担分)</li> <li>・契約締結日: R3.8.31</li> <li>・契約期間: R3.8.31~R4.3.18</li> <li>・支出負担行為起案日: R3.12.6</li> <li>・支出負担行為決裁日: R3.12.6</li> <li>・遅延日数: 3か月6日</li> </ul> <p>・発生の原因: 国の書類提出の遅延等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>発注者(四国運輸局、鳥取県、兵庫県、徳島県)のうち、契約書の作成権限は四国運輸局にあり、四国運輸局側が本契約について遑りしか認めないと主張したため、事業実施後に契約を行ったことが原因である。</p> <p>遑りでの契約は適切ではないと当県から四国運輸局に事前に申入れを行っており、今後は、事前の契約とするよう、四国運輸局に粘り強く働きかけを行っていくこととしている。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																								
<p>14 観光交流局 国際観光誘 客課</p>	<p>日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務に係る委託契約外1件について予定価格調書を作成していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因: 担当者及び上司の関係規程等への認識不足</li> <li>・指摘の考え方: 予定価格の未決定(予定価格100万円以上)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="411 546 1390 786"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>相手方</th> <th>契約形態</th> <th>見積依頼日</th> <th>見積書受理日</th> <th>予定価格</th> <th>契約締結日</th> <th>契約額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務</td> <td>(株)AK</td> <td>随意契約(1者)</td> <td>R3.9.28</td> <td>R3.10.13</td> <td>1,500,000円</td> <td>R3.10.18</td> <td>1,483,577円</td> </tr> <tr> <td>カフェ「Coffee bean」での鳥取県PR業務</td> <td>AL(株)</td> <td>随意契約(1者)</td> <td>R3.10.20</td> <td>R3.10.22</td> <td>2,250,000円</td> <td>R3.10.25</td> <td>2,250,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	相手方	契約形態	見積依頼日	見積書受理日	予定価格	契約締結日	契約額	日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務	(株)AK	随意契約(1者)	R3.9.28	R3.10.13	1,500,000円	R3.10.18	1,483,577円	カフェ「Coffee bean」での鳥取県PR業務	AL(株)	随意契約(1者)	R3.10.20	R3.10.22	2,250,000円	R3.10.25	2,250,000円	<p>担当者及び上司の関係規程等への認識が不足していたことが原因である。</p> <p>担当者及び上司が規程を再確認し、起案時に課員・上司による確認を怠らないように課内で周知徹底した。</p>
契約名	相手方	契約形態	見積依頼日	見積書受理日	予定価格	契約締結日	契約額																			
日本在住フランス人モニターツアーに係るランドオペレーション等業務	(株)AK	随意契約(1者)	R3.9.28	R3.10.13	1,500,000円	R3.10.18	1,483,577円																			
カフェ「Coffee bean」での鳥取県PR業務	AL(株)	随意契約(1者)	R3.10.20	R3.10.22	2,250,000円	R3.10.25	2,250,000円																			
<p>15 危機管理局 原子力安全 対策課</p>	<p>島根原子力発電所に関する避難計画説明会に係る施設使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要: 他の説明会会場の施設使用料が20万円未満であったことから、同様であると担当者が思い込み、失念した。</li> <li>・施設使用料: 589,600円</li> <li>・会議開催日: R 3.11.23</li> <li>・支出負担行為起案日: R 3.12.1</li> <li>・支出負担行為決裁日: R 3.12.6</li> <li>・遅延日数: 13日</li> <li>・発生の原因: 担当者の失念</li> <li>・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>担当者から発注協議を口頭で受けたため、所属として支出負担行為の作成が指示できなかった。</p> <p>また、施設使用料の額が20万円未満であった他会場の使用料を支出負担行為兼支出仕訳書で支払っていたため、同様に事前の手続が不要と担当者が思い込んでいたことが原因である。</p> <p>所属職員に対して、改めて会計規則を周知するとともに、適切な時期に支出負担行為を行うよう指示した。</p> <p>事前に所属内で見積書の共有、所属長の確認を徹底し、支出負担行為の作成が遅延しないよう再発防止を図った。</p> <p>また、会計処理の都度、会計規則を確認するとともに、個々の職員の会計知識の修得を行うこととした。</p>																								
<p>16 総務部 税務課</p>	<p>自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要: 契約書を相手方に送付したところ、事前調整と内容が異なる旨の連絡があり、内容を確認したところ、契約書案の最終調整前の内容により決裁・施行を行っていたことが判明したため、再起案を行った。</li> <li>担当者年度当初の契約事務(紙入札4件、随契多数)や自動車税の定期課税準備等で多忙を極めており、最終調整のファイルではないことに気付かないまま、契約事務が進んでしまった。</li> <li>・契約形態: 随意契約(1者)</li> </ul>	<p>契約書の施行時における担当者による内容の確認及び文書管理主任による文書審査が十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>令和3年4月14日、最終調整後の内容で契約締結した。</p> <p>担当者は最終調整後の契約であることがわかるファイル名で保存することとし、文書管理主任は当該ファイルと施行文書を照合して文書審査を行うこととした。</p>																								

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方：Q機構</li> <li>・契約方法：単価契約</li> <li>・契約履行期間：R 3. 4. 1～R 4. 3. 31</li> <li>・当初支出負担行為起案日：R 3. 3. 24</li> <li>・当初支出負担行為決裁日：R 3. 3. 24</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 4. 13</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 3. 4. 14</li> <li>・遅延日数：13日</li>   <li>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等、上司の内容確認不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	
17 税務課	<p>自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約について、見積合わせの日時に見積書を開封すべきところを、受理日に開封していた。</p> <p>・概要：相手方を1者とする随意契約を行うこととし、相手方に通知した見積依頼文では、見積合わせの日時及び場所を通知していた。</p> <p>その後、見積合わせの日時前であるにも関わらず、相手方から提出された見積書に受付印を押印していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約形態：随意契約（1者）</li> <li>・見積合せの日時：R 3. 3. 23（火）午後3時から</li> <li>・場所：鳥取県庁本庁舎5階 税務課内</li> <li>・見積書受理日：R 3. 3. 22</li>   <li>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等</li> <li>・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正</li> </ul>	<p>担当者及び上司の契約（入札）事務に対する関係規程及び手続方法への認識不足が原因である。</p> <p>翌年度以降の契約については、適正な手続方法で契約することを徹底し、併せて、今回の監査の指摘事項を所属内で伝達し、適切な会計事務処理を徹底することを確認した。</p>
18 人事企画課	<p>障がい者就労実習支援に係る特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（過年度支出）</p> <p>・概要：当初R 3. 2. 1～R 3. 2. 12を予定し、復職する職員の就労支援をNPO法人AGに推薦を依頼し推薦された者と契約（口頭）を実施した。（当初の旅費はR 2年度予算によりR 3. 5. 18に支払済）その後、継続支援として復職後の状況確認就労支援を依頼し実施したところ、R 3. 11月に旅費が未払であることがわかった。</p>	<p>当該NPO法人が実際に就労支援を実施したことを担当者のみしか承知しておらず、その担当者が支払業務を失念したまま人事異動をしてしまい、未払に気づくことができなかったことが原因である。</p> <p>当該事案を課内職員に周知し、各担当の支払処理状況の点検を行った。</p> <p>電子会議室等を活用し、担当者及び副査による複数体制での進捗管理を行うこととした。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者の失念、判断誤り</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> <table border="1" data-bbox="391 414 1356 560"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>金額</th> <th>旅行期間</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延日数</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AH支援員</td> <td>27,920円</td> <td>R3.3.15~18</td> <td>R3.12.1</td> <td>9か月16日</td> <td>R4.1.4</td> </tr> <tr> <td>AI支援員</td> <td>27,040円</td> <td>R3.3.15~18</td> <td>R3.12.1</td> <td>9か月16日</td> <td>R4.1.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54,960円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	金額	旅行期間	支出負担行為 決裁日	遅延日数	支払日	AH支援員	27,920円	R3.3.15~18	R3.12.1	9か月16日	R4.1.4	AI支援員	27,040円	R3.3.15~18	R3.12.1	9か月16日	R4.1.4	合計	54,960円					
支給対象者	金額	旅行期間	支出負担行為 決裁日	遅延日数	支払日																					
AH支援員	27,920円	R3.3.15~18	R3.12.1	9か月16日	R4.1.4																					
AI支援員	27,040円	R3.3.15~18	R3.12.1	9か月16日	R4.1.4																					
合計	54,960円																									
<p>19、44 総合事務センター庶務集中課、中部総合事務所県民福祉局</p>	<p>鳥取県職員宿舎管理業務（中部地区）の変更委託契約について、遡って契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：中部総合事務所県民福祉局が管理する鳥取県職員宿舎について、受託業者が中部総合事務所県民福祉局に、契約書に定める事前協議を行わず、修繕工事を実施した。受託業者から予算不足の連絡を受けた総合事務センター庶務集中課は、職員宿舎の入居に際して契約書で定める年度ごとの維持修繕費の額を上回る修繕工事が実施されていたことを認知したため、遡及して変更契約を締結した。</li> <li>・相手方：(株) R</li> <li>・契約日：R 2. 6. 30</li> <li>・委託期間：R 2. 6. 30～R 3. 6. 30</li> <li>・宿舎の管理期間：R 2. 7. 1～R 3. 6. 30</li> <li>・委託金額：795,614円（R 2：559,374円、R 3：236,240円）</li> <li>・変更負担行為起案日：R 3. 5. 12</li> <li>・変更負担行為決裁日：R 3. 5. 14</li> <li>・変更契約日：R 3. 5. 14</li> <li>・遡及日：R 3. 4. 14</li> <li>・変更委託金額：1,094,979円（R 3：299,365円増額）</li> <li>・発生の原因：その他（受託業者の契約書等への認識不足等、当該業務の統括箇所、管理課所、受託業者の連絡調整及び連携不足、管理箇所の事務引継不足）</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>【総合事務センター庶務集中課】</p> <p>職員宿舎の管理担当所属と管理委託契約担当所属が異なっていることから、受託業者に対する契約内容周知や事務手続の指導について責任の所在があいまいになっており、受託業者に契約内容の認識不足が生じていたことが原因である。</p> <p>受託業者、管理担当所属と協議を行い、再発防止を図るとともに書面によって契約書の遵守、事務フローの再確認について指導を実施した。</p> <p>令和3年4月30日に受託業者、中部総合事務所県民福祉局担当者を集め、経緯を聞き取り、役割認識を再確認するとともに問題点を整理し指導を行った。</p> <p>さらに令和4年12月12日付けで受託業者に文書通知を行い、契約書の遵守について改めて指導し再発防止を図った。また、中部総合事務所県民福祉局に業者との連携強化について通知を行った。</p> <p>なお、東部地区、西部地区の受託業者にも同様の事案が発生しないよう注意喚起を実施した。</p> <p>【中部総合事務所県民福祉局】</p> <p>受託業者が契約内容を十分に認識しておらず、受託業者への指導等が必要であったが、管理委託契約を担当する所属（庶務集中課）と職員宿舎の管理担当所属（中部総合事務所県民福祉局）が異なり、受託業者に対する契約内容の周知や事務手続にかかる指導等について、責任の所在が曖昧であったことが原因である。</p> <p>受託業者、契約担当所属及び管理担当所属の連携不足であったことから、受託業者、契約担当所属及び管理担当所属それぞれの役割について再確認し、三者間での情報共有を密にするなど、連携を強</p>																								

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																								
		<p>化した。</p> <p>業務仕様書に定められた手順等、契約内容や入退去手続について十分に理解するとともに、受託業者との連携を図るため、入退去や維持修繕等が生じる際は担当職員が直接受託業者の元へ出向き、連絡調整を行っている。</p> <p>特に入退去が集中する3～4月については、受託業者と早めに連絡を取りながら情報を共有し、事務手続等について相互に確認を行っている。</p>																								
<p>20 地域づくり 推進部 市町村課</p>	<p>第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る視覚障害者用「選挙のお知らせ」外2件の購入（印刷）について、物品請求書の決裁後に取得すべきところを決裁前に取得していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要：担当者が必要な事務処理の流れを理解、確認しておらず、所属での進捗管理も十分でなかったため、納品後に事務手続を行ったもの。          なお、下表①については、予定価格が100万円を超えていたが、予定価格調書を作成していなかった。また、①及び②について、請書を事前に徴していなかった。</p> <p>・発生の原因：担当者の関係規程等への認識不足等及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：物品の取得事務が著しく不適正</p> </div> <table border="1" data-bbox="430 1467 1356 1668" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>印刷物名</th> <th>物品請求書決裁日</th> <th>見積書受理日</th> <th>納品日</th> <th>契約額</th> <th>相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①視覚障害者用「選挙のお知らせ」</td> <td>R3.12.13</td> <td>R3.10.22</td> <td>R3.10.28</td> <td>1,800,082円</td> <td>(社福)AQ</td> </tr> <tr> <td>②政党名等掲示(比例)</td> <td>R3.12.9</td> <td>R3.10.18</td> <td>R3.10.25</td> <td>988,570円</td> <td>(株)AR</td> </tr> <tr> <td>③点字候補者氏名票等</td> <td>R3.12.15</td> <td>R3.10.20</td> <td>R3.10.22</td> <td>407,330円</td> <td>(社福)AS</td> </tr> </tbody> </table>	印刷物名	物品請求書決裁日	見積書受理日	納品日	契約額	相手方	①視覚障害者用「選挙のお知らせ」	R3.12.13	R3.10.22	R3.10.28	1,800,082円	(社福)AQ	②政党名等掲示(比例)	R3.12.9	R3.10.18	R3.10.25	988,570円	(株)AR	③点字候補者氏名票等	R3.12.15	R3.10.20	R3.10.22	407,330円	(社福)AS	<p>衆議院議員選挙に係る物品調達や各種契約は、短期間に大量に行う必要がある。そのような状況で、担当者は日頃から会計事務を行っていない職員で、周囲も繁忙で業務の進め方を周囲の職員に相談できなかった。</p> <p>所属においても、上記の状況にあるにもかかわらず、各種契約を各担当者任せきりになっており、進行管理を十分に行えていなかったことが原因である。</p> <p>遅延判明後の令和3年12月28日に、課内の全職員に、口頭発注はできず一定の手続を行った上で発注すること、業務上困ったことがあれば周囲に相談すること、市町村課の支払遅延防止策の再周知を行った。</p> <p>選挙に係る各種契約のリストを作成し、進行管理を行うこととした。</p> <p>令和4年7月の参議院議員選挙では上記の選挙に係る各種契約のリストにより、進行管理を行い、納品後の事務手続を行った事案は発生しなかった。</p>
印刷物名	物品請求書決裁日	見積書受理日	納品日	契約額	相手方																					
①視覚障害者用「選挙のお知らせ」	R3.12.13	R3.10.22	R3.10.28	1,800,082円	(社福)AQ																					
②政党名等掲示(比例)	R3.12.9	R3.10.18	R3.10.25	988,570円	(株)AR																					
③点字候補者氏名票等	R3.12.15	R3.10.20	R3.10.22	407,330円	(社福)AS																					
<p>21 文化財局 とっとり弥生の王国推進課</p>	<p>青谷上寺地遺跡史跡活用事業業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要：R2年度の事務手続と同様の手続をしてしまったもの。          R2年度の実地監査でも同様の処置事項の報告があったが、既にR3年度の事務手続を行った後であったため、正しい手続を行うことができなかった。</p> <p>・契約形態：随意契約</p> </div>	<p>担当者が前年度と同様に予定価格調書の作成を失念していたこと、副査及び上司の契約伺起案時のチェック不足が原因である。</p> <p>今回の指摘内容を令和4年6月15日に所属内に周知するとともに、発注伺決裁後速やかに所属長へ予定価格調書の作成を依頼し、開札日前日においても主査・副査が予定価格調書の受領を確認することとした。</p>																								

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 : 4,000,000円</li> <li>・ 契約額 : 4,000,000円</li> <li>・ 契約日 : R 3. 4. 1</li> <li>・ 相手方 : AM協議会</li>   <li>・ 発生の原因: 担当者や上司の関係規程等への認識不足等</li> <li>・ 指摘の考え方: 予定価格の未決定(予定価格100万円以上)</li> </ul>	
<p>22 埋蔵文化財センター</p>	<p>鳥取西道路出土製品の樹種同定の分析依頼に係る報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要: 業務を依頼した時期に委託料又は報償費の支出負担行為が行われていなかった。</li> <li>・ 業務依頼の決裁日: R 3. 10. 21</li> <li>・ 試料採取日時: <ul style="list-style-type: none"> <li>R 3. 11. 8、15 13:30~17:00</li> <li>R 3. 11. 9、16 9:00~17:00</li> </ul> </li> <li>・ 分析結果期限: R 4. 3. 18</li> <li>・ 支出負担行為起案日: R 4. 2. 22</li> <li>・ 支出負担行為決裁日: R 4. 2. 28</li> <li>・ 遅延日数: 3か月20日(最初の試料採取日から起算)</li> <li>・ 支出負担行為額: 44,500円(うち所得税: 4,543円)</li> <li>・ 支出科目: 報償費(報告書執筆料)</li>   <li>・ 発生の原因: 担当者及び上司の規則等への認識不足</li> <li>・ 指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>担当者の認識不足及び業務の進捗状況について上司によるチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p>同様の誤りが生じないように、令和4年11月25日、所属内に今回の指摘事項を伝達するとともに、適正な会計実務処理について周知徹底した。</p> <p>業務の進捗状況について、担当者と副査で確認するとともに、上司も確認することを徹底した。</p>
<p>23 福祉保健部 健康医療局 医療政策課</p>	<p>令和3年度臨床研修指導医講習会開催事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要: S協議会に指導医養成を促進するための講習会開催等を委託するものであるが、実務の大半を、共催のTセンターが担っていて、TセンターからS協議会(事務局:健康医療局医療政策課)へ、開催日や支出見込み額等の計画概要の送付が遅くなり、これを受け、県と協議会の間で委託契約を結ぶ手続に着手したため、支出負担行為の手続が遅延したもの。</li> <li>・ 契約日: R 3. 5. 21</li> <li>・ 委託期間: R 3. 4. 1~R 4. 3. 18</li> <li>・ 支出負担行為起案日: R 3. 5. 19</li> <li>・ 支出負担行為決裁日: R 3. 5. 21</li> </ul>	<p>県、S協議会(事務局:健康医療局医療政策課)及びTセンターとの間で、講習会の実施日程や事業着手時期等の情報共有が不十分であったことが原因である。</p> <p>委託事業の着手前に適切に契約を締結できるよう、事業実施年度の前年度末に、あらかじめ県とS協議会及びTセンターとの間で講習会の実施予定について情報共有を行うこととした。</p> <p>また、県とS協議会は、講習会の開催が確実であると認められるときは、Tセンターからの計画概要の送付前であっても、概算額により早期に委託契約を締結することとした。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出負担行為額：1,176,120円</li> <li>相手方：S協議会</li> <li>遅延日数：1か月20日</li> <li>発生の原因：担当者の失念、判断誤り</li> <li>指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>																																																																							
<p>24 生活環境部 緑豊かな自然課</p>	<p>不用決定を行う前に処分しているものがあった。 年度末で業務が集中し、不用決定の事務処理を失念していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足</li> <li>指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</li> </ul> <table border="1" data-bbox="391 936 1401 1406"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>取得価格(円)</th> <th>取得日</th> <th>耐用年数</th> <th>指定管理者の報告</th> <th>受入日</th> <th>処分年月日</th> <th>不用決定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">布勢総合運動公園</td> <td>無線用基地設備</td> <td>1</td> <td>185,830</td> <td>H 8.4.25</td> <td>10</td> <td rowspan="6">R4.2.16</td> <td rowspan="6">R4.2.16</td> <td rowspan="6">R4.3.18</td> <td rowspan="6">R4.3.31</td> </tr> <tr> <td>ビデオカメラ</td> <td>1</td> <td>829,150</td> <td>H 9.3.18</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ショットクロック操作盤</td> <td>3</td> <td>787,500</td> <td>H15.3.31</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10ピースソフトシェイプセット</td> <td>1</td> <td>180,862</td> <td>H15.3.31</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ドーナツロッカー</td> <td>1</td> <td>241,500</td> <td>H15.3.31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ファミリーメディカルチェア</td> <td>1</td> <td>400,000</td> <td>H20.3.24</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東郷羽合臨海公園(引地地区を除く)</td> <td>スミスマシン</td> <td>1</td> <td>587,000</td> <td>H21.3.17</td> <td>3</td> <td rowspan="2">R4.3.7</td> <td rowspan="2">R4.3.7</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>トータルヒップ</td> <td>1</td> <td>788,500</td> <td>H14.3.31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10</td> <td>3,938,342</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	品名	数量	取得価格(円)	取得日	耐用年数	指定管理者の報告	受入日	処分年月日	不用決定日	布勢総合運動公園	無線用基地設備	1	185,830	H 8.4.25	10	R4.2.16	R4.2.16	R4.3.18	R4.3.31	ビデオカメラ	1	829,150	H 9.3.18	5	ショットクロック操作盤	3	787,500	H15.3.31	3	10ピースソフトシェイプセット	1	180,862	H15.3.31	3	ドーナツロッカー	1	241,500	H15.3.31	1	ファミリーメディカルチェア	1	400,000	H20.3.24	8	東郷羽合臨海公園(引地地区を除く)	スミスマシン	1	587,000	H21.3.17	3	R4.3.7	R4.3.7			トータルヒップ	1	788,500	H14.3.31	1	合計		10	3,938,342							<p>担当者は不用決定の手続が必要なことは認識しており、起案の準備まではしていたが、年度末で廃棄処分の委託契約の期限が迫っていたことから、契約事務を先行したこと並びに副査及び上司による確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>令和4年3月の処分伺の起案時に、担当者に、今後、処分する物品が判明し次第、処分伺を作成するよう指導した。また、処分決定前に廃棄することがないように、副査及び上司の確認を徹底する。</p>
施設	品名	数量	取得価格(円)	取得日	耐用年数	指定管理者の報告	受入日	処分年月日	不用決定日																																																															
布勢総合運動公園	無線用基地設備	1	185,830	H 8.4.25	10	R4.2.16	R4.2.16	R4.3.18	R4.3.31																																																															
	ビデオカメラ	1	829,150	H 9.3.18	5																																																																			
	ショットクロック操作盤	3	787,500	H15.3.31	3																																																																			
	10ピースソフトシェイプセット	1	180,862	H15.3.31	3																																																																			
	ドーナツロッカー	1	241,500	H15.3.31	1																																																																			
	ファミリーメディカルチェア	1	400,000	H20.3.24	8																																																																			
東郷羽合臨海公園(引地地区を除く)	スミスマシン	1	587,000	H21.3.17	3	R4.3.7	R4.3.7																																																																	
	トータルヒップ	1	788,500	H14.3.31	1																																																																			
合計		10	3,938,342																																																																					
<p>25 緑豊かな自然課</p>	<p>物品(バスケットゴール)の損傷事故について、物品損傷報告書を受取していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要：指定管理者へ貸与しているバスケットゴールが、R3.3.2に1基、R3.6.4に2基、いずれも突風による転倒で損傷した。2回とも口頭で報告を受けたが、物品損傷報告書の提出を求めるのを失念していた。</li> <li>発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足</li> <li>指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</li> </ul>	<p>担当者の物品貸付契約内容の認識不足並びに副査及び上司による確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後、物品の損傷事故が起こった場合は、指定管理者へ物品損傷報告書の提出を求める。</p> <p>当課所管施設の指定管理者宛に、物品亡失損傷時に必要な手続について、令和4年12月22日付けで、改めて周知徹底を行った。</p>																																																																						
<p>26 緑豊かな自然課</p>	<p>物品の亡失事故について、知事への亡失報告を行っていないものがあった。</p>	<p>物品照合時に、備品台帳と貸付契約書の貸付物品リストの照合を行った際、貸</p>																																																																						

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																															
然課	<p>・概要：指定管理者へ貸与している物品4点について、物品確認の際所在が確認できなかったが、亡失の報告を行わず、処分済として年度末に不用決定を行った。</p> <p>指定管理者から借受物品返還書は受理しておらず、返還日、処分の日いずれも不明である。</p> <p>・物品確認日：R4.3.4</p> <p>・施設名：布勢総合運動公園</p> <p>・指定管理者：（公財）AT</p> <p>・発生の原因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足</p> <p>・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</p> <table border="1" data-bbox="411 835 1396 1025"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>取得価格 (円)</th> <th>取得 年月日</th> <th>耐用 年数</th> <th>指定管理者 返還日</th> <th>処分年 月日</th> <th>不用決定年 月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障者用卓球台</td> <td>3</td> <td>401,700</td> <td>H8.12.19</td> <td>3</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td rowspan="2">R4.3.31</td> </tr> <tr> <td>体力診断システム</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>H23.4.1</td> <td>3</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4</td> <td>401,701</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	取得価格 (円)	取得 年月日	耐用 年数	指定管理者 返還日	処分年 月日	不用決定年 月日	身障者用卓球台	3	401,700	H8.12.19	3	不明	不明	R4.3.31	体力診断システム	1	1	H23.4.1	3	不明	不明	合計	4	401,701						<p>付契約から既に削除されていた物品であったため、担当者は、過去に返還された物品の処分手続が漏れていたものと考え、亡失と認識しておらず、過去の手続状況を確認していなかったこと、並びに副査及び上司による確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>令和4年12月28日に物品亡失報告を行った。</p> <p>不用決定を行う場合は、過去の手続状況等の確認を徹底するよう担当者に指導した。また、副査及び上司の確認を徹底することとした。</p>
品名	数量	取得価格 (円)	取得 年月日	耐用 年数	指定管理者 返還日	処分年 月日	不用決定年 月日																										
身障者用卓球台	3	401,700	H8.12.19	3	不明	不明	R4.3.31																										
体力診断システム	1	1	H23.4.1	3	不明	不明																											
合計	4	401,701																															
27 くらしの安心局くらしの安心推進課	<p>令和3年度HACCP導入確認検査業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：事務処理の遅れにより、契約手続が遅延したもの。4月当初にかけ新型コロナ第4波の来襲を受け、飲食店が感染源となる感染事案が多数発生し、飲食店巡回、認証制度の見直し・普及、新たな補助金等への対応など飲食店の感染防止対策を徹底するため、当課食の担当を中心にコロナ業務第一優先の体制をとったことにより、遅延日数が広がった。</p> <p>契約同には業務期間が記載されていない。また、遡りについて伺われておらず、決裁後に意見欄で遡りについて伺っていた。</p> <p>・契約方法：2号随契（「県があらかじめ定めた価格で契約するとき」に該当し、見積書は徴取していない。）</p> <p>・相手方：（一社）U</p> <p>・契約金額：1,471,000円</p> <p>・契約日：R3.4.1</p> <p>・支出負担行為起案日：R3.4.19</p> <p>・支出負担行為決裁日：R3.4.20</p> <p>・遅延日数：19日</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管</p>	<p>担当者が新型コロナ関連の他の業務を優先して行ったため事務処理に遅延が生じたこと、上司による進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>今回の指摘内容を所属内に周知し、契約事務方法の適正化について指導した。</p> <p>翌年度の契約等会計事務について一覧を作成し、データベース等による進捗管理を課全体で徹底するとともに、業務の進捗管理等を担当者のみによらず、副査及び上司も確認することを徹底した。</p>																															

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>理不足 ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</p>	
<p>28、45 くらしの安心局住まいまちづくり課、西部総合事務所環境建築局</p>	<p>県営住宅賃料等に係る未収金の債権について、必要な事務手続を行っていなかった。</p> <p>・概要: 連帯保証人への請求など必要な事務手続を行っていなかった。 H9～11年度の賃料の未払いがあったため、訴訟提起し、建物明け渡し及び賃料(明渡までの金員含む)の判決を得て、退去とその際に敷金充当を行った。記録としては、債務者へH16.3月から毎月若しくは適時に東京都内の転居先に催告状を送付している(H16.2月までの滞納整理表は不明。)が、面談、電話等の記録はない。一方、連帯保証人に対して請求等を行った記録はなかった。</p> <p>R3.6月に債権回収を委託した弁護士から債務者及び保証人へ督促状を送付したところ、同月、債務者(代理人弁護士)から時効援用通知及び連帯保証人が来庁し、口頭での時効援用と意見(県から連絡がなかったこと)があったため、消滅時効の完成による不納欠損処分を行った。</p> <p>なお、賃料支払判決から20年以上経過しており、時効期間は経過しているとの認識である。</p> <p>・債務者: 個人F(東京都在住) ・保証人: 個人G(県内在住) ・①に係る主な経緯 H9.7月～H11.5月 家賃滞納(23月 821,800円)【所管: 土木部住宅課】 H11.6.1 賃貸借契約解除、不法占用開始 H11.11.15 明渡、賃料、損害賠償金の訴訟提起 H12.2.24 判決言渡 H12.3.23 判決確定(明渡し、賃料支払い及び不当利得(退去までの賃料)支払い) H12.5.13 家屋明渡(自主退去) 【所管: H13年度～生活環境部住宅環境課】 【所管: H16年度～生活環境部住宅政</p>	<p>債権(損害賠償金、滞納家賃等)が発生した平成12年度から消滅時効期限を経過する平成22年度までの間、担当者及び上司ともに、連帯保証人への請求や時効中断(更新)措置を行う必要があるとの認識が不足していたと考えられる。</p> <p>平成26年度に「県営住宅退居滞納者家賃等の債権に関する事務処理要領」を制定し、弁護士委託も活用しながら滞納者及び連帯保証人に督促し、損害賠償債権、滞納家賃等の回収に努めている。</p> <p>また、平成30年度から住まいまちづくり課に債権回収専門員を配置して体制強化を図り、債権の分類を適宜行いながら、滞納者及び連帯保証人に対し所在調査、訪問交渉、分納誓約書徴取(時効更新)等を適切に実施し、時効期間が経過した債権も含めて回収を行っている。</p> <p>また、入居中の家賃滞納者及び連帯保証人に対しては、契約解除に至らないよう「県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領(平成21年度制定)」に基づき早期の納付指導を徹底し、生活相談も行いながら滞納家賃等の早期回収に努めており、新たな損害賠償金を生じさせていない。</p> <p>引き続き、「県営住宅退居滞納者家賃等の債権に関する事務処理要領」及び「県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領」に基づき、滞納者及び連帯保証人に対して適切に請求し、時効期間が経過することがないように債権管理及び回収を徹底していく。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>策課】</p> <p>【所管：H21年度～生活環境部くらしの安心局住宅政策課】</p> <p>H21.10.1 鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領制定</p> <p>H22.3.23 時効完成日（10年経過）</p> <p>【所管：H26年度～生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課】</p> <p>R2.3.31 催告状送付</p> <p>※催告状については、内容証明郵便、配達証明郵便によるものではない。（原則、賃料債権徴収が不当利得債権より優先して徴収することとしている。）</p> <p>R3.6月 弁護士に回収委託（債務者及び保証人に督促状送付）</p> <p>R3.6.23 連帯保証人から口頭による時効援用、同日債務者本人から電話により時効援用</p> <p>R3.8.18 1,934,438円 生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 不納欠損処分</p> <p>・②に係る主な経緯</p> <p>H9.7月～H11.5月 家賃滞納（23月 821,800円）【所管：米子土木事務所建築住宅課】</p> <p>H11.4.29 支払催告、県営住宅の明渡通知の送付</p> <p>H11.6.1 賃貸借契約解除、不法占用開始</p> <p>H11.11.15 明渡、賃料、損害賠償金の訴訟提起</p> <p>H12.2.24 判決言渡</p> <p>H12.3.23 判決確定（明渡し、賃料支払い及び不当利得（退去までの賃料）支払い）</p> <p>H12.5.13 家屋明渡（敷金84,000円未納家賃充当）（自主退去）</p> <p>H12.5月～H16.2月滞納整理表不明</p> <p>【所管：H14年度～西部総合事務所県土整備局建築住宅課】</p> <p>H16.3月 債務者が東京都へ転居（以降都内で2回転居）</p> <p>H16.3月～H19.4月 毎月催告状発付</p> <p>H19.6月, 8月, 9月, 10月, 11月, H20.3月, 6月, H21.3月, 7月, 10月 催告状発付</p> <p>【所管：H18年度～西部総合事務所生活環境局建築住宅課】</p>	

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置												
	<p>H21. 10. 1 鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領制定</p> <p>H22. 3. 23 時効完成日（10年経過）</p> <p>H22. 3月, 7月, 9月, 12月 H23. 4月, 6月, 10月, 12月 H24. 4月, 6月, 10月, 12月 H25. 3月 H27. 3月, 5月 H28. 10月 H29. 3月</p> <p>H30. 11月催告状送付</p> <p>※催告状については、内容証明郵便、配達証明郵便によるものではない。</p> <p>R 2. 3. 31 催告状送付（くらしの安心局住まいまちづくり課長）</p> <p>【所管：R 3年度～西部総合事務所環境建築局建築住宅課】</p> <p>R 3. 6月 弁護士に回収委託（債務者及び保証人に督促状送付）</p> <p>R 3. 6. 23 連帯保証人から口頭による時効援用（くらしの安心局住まいまちづくり課で受付）</p> <p>R 3. 6. 23 債務者から時効援用通知書受理（〃）</p> <p>R 3. 8. 16 737,800円 西部総合事務所環境建築局 不納欠損処分</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：収入事務が著しく不適正</p>	<table border="1" data-bbox="406 1265 1396 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管機関</td> <td>くらしの安心局住まいまちづくり課</td> <td>西部総合事務所環境建築局</td> </tr> <tr> <td>債権内容</td> <td>明け渡しまでの不当利得に係る金員</td> <td>賃料（県営住宅家賃）</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>1,934,438円</td> <td>737,800円</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	所管機関	くらしの安心局住まいまちづくり課	西部総合事務所環境建築局	債権内容	明け渡しまでの不当利得に係る金員	賃料（県営住宅家賃）	不納欠損額	1,934,438円	737,800円
	①	②												
所管機関	くらしの安心局住まいまちづくり課	西部総合事務所環境建築局												
債権内容	明け渡しまでの不当利得に係る金員	賃料（県営住宅家賃）												
不納欠損額	1,934,438円	737,800円												
<p>29</p> <p>くらしの安心局水環境保全課</p>	<p>保有する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていないかった。</p> <p>・概要：令和2年度決算に係る定期監査で処置したが、令和3年度も照合を行っていないかった。</p> <p>なお、年度末に「天神川流域下水道事業の固定資産に係る実地照合実施要領」を定め、天神浄化センターの指定管理者である（公財）AUに実地照合に協力してもらうこととしている。</p> <p>・実施要領施行日：R 4. 3. 15</p> <p>・発生の原因：上司の確認不足</p> <p>・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正</p>	<p>令和2年度決算に係る定期監査で処置されていたが、担当者が新型コロナに係る動員を優先したことにより、実地照合実施要領の策定にとどまり、照合作業の実施に至らなかった。また、上司による進捗状況の確認もできていなかったことが原因である。</p> <p>実地照合に当たり、円滑かつ確実に照合作業ができるよう、指定管理者と協議の上、以下のような具体的な作業手順を実地照合実施要領の運用方針として定めた。</p> <p>①数千件に及ぶ固定資産台帳の項目毎（土地、建物、設備機器類等）に、指定管理者が日常点検で照合するもの若しくは定期的に照合するもの又は水環境保全課が定期的に照合するものに区分する。</p>												

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
		<p>②照合は全体を5年周期で行うこととし、項目、種別ごとに実施年度を決定する。</p> <p>また、令和3年度、4年度分の照合作業を令和4年度内に実施完了した。</p> <p>更に、実地照合実施要領及び運用方針を水環境保全課、指定管理者の内部で共有するとともに、これに基づき担当者、指定管理者は水環境保全課が設定した実施年度に照合し、その実施状況を水環境保全課の物品出納員が確認することとした。</p>
<p>30 農林水産部 森林・林業振興局林政企画課</p>	<p>鳥取県森林審議会委員の報酬及び費用弁償について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要: 令和3年12月14日(火)の会議出席者の中で、当日口座振替依頼書の未提出の方があり、当該依頼書が出揃ったのが同年12月24日(金)となった。年末年始の休暇時期にかかり、改めて出席者からの関係書類を整理して起案していた。この際、支出負担行為の作成時期については、改正後の会計規則運用方針に基づき、「支出負担行為として整理する時期を請求のあったとき」と整理していたことから支出負担行為兼支出仕訳書を作成すべきところを、改正前の会計指導による「会議開催の前後いずれで事務を処理しても差し支えない取扱い」で支出負担行為書を作成していた。</p> <p>・開催日: R3.12.14</p> <p>・支出負担行為起案日: R4.1.5</p> <p>・支出負担行為決裁日: R4.1.5</p> <p>・支出負担行為額: 報酬 132,600円、費用弁償 14,750円</p> <p>・遅延日数: 22日</p> <p>・発生の原因: 担当者及び上司の規則等への認識不足</p> <p>・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>担当者が、令和3年4月1日改正後の会計規則運用方針を十分に把握できておらず、誤って従前の会計規則運用指針による取扱いで会計事務を進めてしまったこと並びに上司を含めた課内の会計事務のチェック体制が徹底していなかったことが原因である。</p> <p>上司が改正後・改正前の会計規則運用方針を確認した上で、令和4年12月23日に課内全員に改めて会計事務に関して規則、運用方針等に基づいた適正な事務処理をするよう指導を行うとともに、会計規則運用方針の規定と合わせて、課内データベースにより伝達し、周知徹底を図った。</p> <p>また、随時「会計事務ナビデータベース」等を活用し、「支出負担行為」及び「支出負担行為兼支出仕訳書」の適正な作成時期について課内で相互チェックするよう指示徹底するとともに、不明な点があれば会計指導課の会計ヘルプデスクや農林水産政策課総務担当等に確認するよう指導を行った。併せて会計事務研修資料及び会計事務研修会の動画(庁内VOD配信)を周知し、適宜会計事務の習熟を図るよう督励した。</p>
<p>31 森林・林業振興局県産材・林産振興課</p>	<p>第55回近畿中国四国地区治山林道研究発表会審査委員長の報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要: 新型コロナウイルス感染対策として、WEB上に一定期間発表動画を掲載し審査を行う方式としたため、用務従事日数及び金額の確定等</p>	<p>担当者が謝金の支出負担行為の手続について十分確認しないまま事業を進めてしまったこと、上司による会計事務の時期等に関するチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>定期監査での指摘を受け、上司が会計規則を確認した上で、主査に対し口頭で</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>に時間を要した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務日：R 3. 10. 12、R 3. 10. 29</li> <li>・起案日：R 3. 11. 19</li> <li>・決裁日：R 3. 11. 22</li> <li>・支出負担行為額：報償費 18,400円 (うち所得税:3,060円)</li> <li>・遅延日数：1か月7日(最初の業務日から起算)</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等への認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>指摘内容を説明し、指導を行った。</p> <p>令和4年12月19日に、今回の指摘内容を課内に周知するとともに、支出負担行為の関係規則や運用方針等をデータベースにより伝達し、適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>令和4年12月21日に、「会計事務ナビデータベース」の「主な業務フロー」を課内にメール送付し、支出負担行為に関する事務の流れについて周知するとともに、主査、副査及び上司の相互確認の徹底や、不明な点等があれば農林水産政策課総務担当等に相談するよう周知した。</p>
32 園芸試験場	<p>スイカ共台新システムの現地適応性評価試験業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：予算要求していなかったが、現地試験を行う必要が生じ、年度当初から生産者の協力により試験を実施した。当該試験の担当者が繁忙期のため事務を失念していたことに加え、総務担当との連携不足により総務担当に契約事務が遅延しているという認識がなかったことにより、事務手続が遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法：随意契約</li> <li>・相手方：個人(4名)</li> <li>・契約額：121,904円(30,476円×4名)</li> <li>・委託期間：R 3. 4. 1～R 3. 8. 20</li> <li>・契約日：R 3. 4. 1</li> <li>・財政課への協議：R 3. 6. 16</li> <li>・財政課了解：R 3. 6. 18</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 7. 30</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 3. 7. 30</li> <li>・遅延日数：3か月29日</li> <li>・発生の原因：担当者の失念、上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>担当者の認識不足や上司の進捗管理が不十分であったことに加え、総務担当との連携不足が原因である。</p> <p>担当者、上司及び総務担当で情報共有し、令和4年度の契約においては、契約日を支出負担行為日として契約締結を行った。</p> <p>令和4年11月25日に今回の指摘内容を場内に周知するとともに、室長会においても、各所属内の進捗管理や適正な会計事務処理を行うよう徹底を図った。</p>
33 園芸試験場	<p>ネギ葉トロケ症状の分離菌の同定に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：相手方から契約依頼文が届いた後に起案したため、手続が遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方：(大) V</li> <li>・契約金額：154,000円</li> <li>・依頼文書受理日：R 3. 12. 28</li> <li>・支出負担行為起案日：R 3. 12. 28</li> </ul>	<p>担当者の認識不足及び上司の進行管理不足並びに相手方の事務の遅延が原因である。</p> <p>適切な事務手続について相手方と協議を行い、令和4年度の契約においては、契約日を支出負担行為日として契約締結を行った。</p> <p>令和4年11月25日に今回の指摘内容を場内に周知するとともに、室長会においても、各所属内の進捗管理や適正な会</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出負担行為決裁日：R 3.12.28</li> <li>・契約日：R 3.12.2</li> <li>・遅延日数：26日</li> <li>・発生の原因：相手方の事務の遅延、担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>計事務処理を行うよう徹底を図った。</p>
<p>34 園芸試験場</p>	<p>鳥取県園芸試験場防蛾灯設置に伴う電源延長業務委託契約について、一般競争入札の結果不落札となったため、予定価格を増額変更していた。</p> <p>・概要：一般競争入札の不落札を理由とした随意契約では、予定価格を変更することはできないが、誤って予定価格を増額していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予定価格：1,107,920円</li> <li>・変更後予定価格：1,210,000円</li> <li>・契約額：1,210,000円</li> <li>・当初予定価格と当初契約額の差額：102,080円</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等</p> <p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>	<p>担当者及び上司の関係規則等への認識不足が原因である。</p> <p>総務担当内で今回の事案を情報共有し、事務処理に迷う場合は会計管理局に確認すること等、改めて適正な契約事務を行うよう指導・徹底した。</p> <p>また、令和4年11月25日に今回の指摘内容を場内に周知するとともに、室長会においても、各所属内の進捗管理や適正な会計事務処理を行うよう徹底を図った。</p>
<p>35 畜産試験場</p>	<p>鳥取県有種雄牛精液事務委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> <p>・概要：予定価格の決定は積算した額とすべきところ、発注伺に千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算額：3,205,996円</li> <li>・発注伺に記載した額：3,206,000円</li> <li>・超過額：4円</li> <li>・予定価格：3,206,000円</li> <li>・契約金額：3,206,000円</li> <li>・契約方法：随意契約（1者）</li> <li>・相手方：AO協会</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足</p> <p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>	<p>担当者及び上司の関係規則等への認識不足が原因である。</p> <p>総務担当内で今回の事案を情報共有し、事務処理に迷う場合は躊躇なく会計管理局に確認すること等、改めて適正な契約事務を行うよう指導・徹底した。</p> <p>また、令和4年12月20日の室長会を通じて今回の指摘内容を場内に周知するとともに、適正な会計事務処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>役職や経験の有無を問わず、契約、会計事務に携わる職員は会計指導課等が実施する研修会に積極的に参加させ、知識の習得を図ることを徹底した。</p>
<p>36 県土整備部 県土総務課</p>	<p>建設業情報管理システム電算処理業務委託契約について、遑って契約していた。</p> <p>・概要：参考見積は事前に徴していたが、担当者が起案することを</p>	<p>担当者の失念と所属内での情報共有不足及び上司の進捗確認不足が原因である。</p> <p>課行事予定表データベースに締切のある業務を記載し、見える化と情報共有</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置		
	<p>忘れていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法：随意契約（1者）</li> <li>・契約の相手方：（一財）W</li> <li>・契約期間：R 3. 4. 1～R 4. 3. 31</li> <li>・契約金額：単価契約（システム基本料金55,000円ほか）</li> <li>・契約締結日：R 3. 4. 1</li> <li>・契約伺起案日：R 3. 4. 6</li> <li>・契約伺決裁日：R 3. 4. 7</li> <li>・遡り日数：6日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の失念、判断誤り</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>を図り、上司による進捗確認を行うこととした。</p> <p>また、年度末に行う事務を所属内で共有し上司と進捗確認を行った。</p>		
<p>37 河川課</p>	<p>雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> <table border="1" data-bbox="368 882 895 1173"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調定額：936,176,254円</li> <li>・収入済額：1,000円</li> <li>・未収金額：936,175,254円</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの・・・・・・・・889,258,046円</li> <li>・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・46,917,208円</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調定額：936,176,254円</li> <li>・収入済額：1,000円</li> <li>・未収金額：936,175,254円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの・・・・・・・・889,258,046円</li> <li>・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・46,917,208円</li> </ul>	<p>回収困難となっている未収金は、次のとおりである。</p> <p>①智頭町内の土砂崩落に係る未収金 残廃土が崩落し、千代川を閉塞させたため、県が河川応急工事を実施したものの。</p> <p>②鳥取市内の河川へのPCB流出に係る未収金 勝部川沿いの採石場が崩落し、PCBが河川に流出したため、県が河川内の土砂を撤去したものの。</p> <p>①については、役員個人への債権について、平成27年度から少額ずつ納付されており、令和3年度も少額納付されており、引き続き粘り強く催促していく。</p> <p>②については、既に事業を中止している。平成27年に法人代表者並びに令和3年にその役員が死亡し、未納が続いており、回収が困難な状況である。再度、回収可能な債権等がないか登記簿等を確認している。関係者が不在となり、回収財産がないと見込まれる場合は不納欠損処分も視野に入れ検討を進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調定額：936,176,254円</li> <li>・収入済額：1,000円</li> <li>・未収金額：936,175,254円</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの・・・・・・・・889,258,046円</li> <li>・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・46,917,208円</li> </ul>				
<p>38 河川課</p>	<p>私都川河川改修事業に伴う因美線東郡家・郡家間私都川橋りょう改築工事に関する2021年度実施協定について、遡って変更実施協定を締結していた。</p> <table border="1" data-bbox="368 1825 895 2076"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：X（株）から届いた資料に不備があり差替えを依頼したことにより、起案が遅れた。</li> <li>・相手方：X（株）</li> <li>・変更金額：129,860,000円</li> <li>・総額概算：189,865,000円</li> <li>・起案日：R 4. 3. 17</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：X（株）から届いた資料に不備があり差替えを依頼したことにより、起案が遅れた。</li> <li>・相手方：X（株）</li> <li>・変更金額：129,860,000円</li> <li>・総額概算：189,865,000円</li> <li>・起案日：R 4. 3. 17</li> </ul>	<p>契約相手方との調整が整わず、変更協定を締結できる期間内に間に合わず遡り変更協定を起案し契約締結したものである。</p> <p>今回の指摘事項を課内で共有するとともに、事務処理に必要な時間を考慮し、契約の相手方と早めに事務処理を進めることとした。</p> <p>また、事業の事務処理権限が地方機関にあるものは、地方機関で協定を結ぶこととし、事務処理を見直すこととした。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：X（株）から届いた資料に不備があり差替えを依頼したことにより、起案が遅れた。</li> <li>・相手方：X（株）</li> <li>・変更金額：129,860,000円</li> <li>・総額概算：189,865,000円</li> <li>・起案日：R 4. 3. 17</li> </ul>				

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁日：R 4. 3. 22</li> <li>・ 変更協定日：R 4. 3. 18</li> <li>・ 遡り日数：4日</li>   <li>・ 発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	
<p>39 鳥取県土整備事務所</p>	<p>鳥取市が道路占用許可を行うべき土地について、誤って行政財産使用許可を行い、行政財産使用料を徴収していた。</p> <p>・ 概要：鳥取市と「<b>県道の管理移管に係る覚書</b>」を締結していた土地につき、同市及び当所職員がその事実を認識しておらず、行政財産使用許可を行い、行政財産使用料を徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用許可申請日：R 2. 12. 24</li> <li>・ 申請内容：本柱2本、支線1条</li> <li>・ 使用許可日：R 3. 4. 9</li> <li>・ 使用許可期間：R 3. 4. 9～R 8. 3. 31</li> <li>・ 使用料：3,000円／年</li> <li>・ 覚書締結日：H12. 1. 20</li> <li>・ 管理引継日：H12. 3. 31</li> <li>・ 覚書締結事由判明日：R 4. 5. 30</li> </ul> <p>・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足</p> <p>・ 指摘の考え方：収入事務が著しく不適正</p>	<p>当所及び鳥取市の担当者が、「県道の管理移管に係る覚書(H12. 1. 20締結)」により市の管理となっていることを認識しておらず、申請者も県も「市の管理となっているのではないかと主張したが受け入れられず、やむなく県において許可、使用料を徴収していたものである。</p> <p>行政財産使用許可については、申請者から廃止届を受領し、既徴収金は令和5年1月23日に申請者に払戻しを行った。</p> <p>市町に管理移管した類似の案件について、令和5年1月18日に一覧表等を作成しデータベースで共有するとともに、再発防止の徹底を図った。</p>
<p>40 鳥取県土整備事務所</p>	<p>鳥取県土整備事務所千代水車両基地産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約について、契約伺を支出負担行為書で行うべきところを一般稟議で行っていた。</p> <p>・ 概要：<b>決定した金額で契約を行うため、支出負担行為書により契約伺を行う案件であるにもかかわらず、一般稟議で行っていた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額：71,460円</li> <li>・ 契約先：(株) H</li> <li>・ 起案日：R 3. 9. 22</li> <li>・ 契約日：R 3. 9. 24</li> <li>・ 審査日：なし(支出命令審査時に、支出負担行為書により起案が必要であったと意見している。)</li> </ul> <p>・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足</p> <p>・ 指摘の考え方：支出負担行為が行われていない</p>	<p>契約額が20万円未満であったため、支出負担行為の作成が必要ないと誤認したものである。</p> <p>今回の指摘内容を所内で共有するとともに、会計規則等で支出負担行為書の作成が必要なもの(そうでないもの)を再確認し、起案に根拠を記載し、確認することとした。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																
41 鳥取県土整備事務所	<p>資金前渡したPCR検査料金に係る経費について、精算の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要 要：職員のPCR検査料検査料金の資金前渡に対する精算が遅延したもの。                      ・資金前渡金額：19,800円                      ・精算額：0円                      ・返納額：19,800円                      ・精算すべき日：R3.5.19（通常の前算7日で起算）                      ・精算の起案日：R3.9.13                      ・精算の決裁日：R3.9.13                      ・遅延日数：3か月26日                      ・払込日：R3.9.24</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の確認不足                      ・指摘の考え方：資金前渡の精算が適期に行われていない                      （返納額の合計額1万円以上で3か月以上）</p>	<p>資金前渡を受けた職員が長期休暇を取得し、領収書の受領が遅れたこと及び上司の進行管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>休暇終了後、速やかに精算を行った。                      今回の指摘内容を所内で共有するとともに、資金前渡は7日以内に精算することを徹底した。</p>																
42 鳥取県土整備事務所	<p>仮設ユニット・備品等リース契約外1件について、変更契約が遅延していた。</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足                      ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>契約開始日（当初請書提出日）に仕様変更の必要が生じ、急遽見積書を徴取することとなったが、受理後の事務処理が遅延したことが原因である。</p> <p>急な仕様の変更が生じないように、契約前にその内容を十分に精査・確認すること及び急な仕様の変更があっても速やかに事務処理を行うこととした。</p>																
<p>・概要：仕様の変更が生じ、見積書を徴取したにもかかわらず、変更契約の締結事務が遅延したものの。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>仮設ユニットハウス・備品等リース</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>(株) Y</td> </tr> <tr> <td>変更契約日</td> <td>R3.9.14</td> </tr> <tr> <td>変更契約同起案日</td> <td>R3.10.1</td> </tr> <tr> <td>変更後金額</td> <td>198,836円</td> </tr> <tr> <td>変更後工期</td> <td>R3.9.14～R3.11.13（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>決裁日</td> <td>R3.10.1</td> </tr> <tr> <td>遡り日数</td> <td>17日</td> </tr> </table>			契約名	仮設ユニットハウス・備品等リース	契約の相手方	(株) Y	変更契約日	R3.9.14	変更契約同起案日	R3.10.1	変更後金額	198,836円	変更後工期	R3.9.14～R3.11.13（変更なし）	決裁日	R3.10.1	遡り日数	17日
契約名	仮設ユニットハウス・備品等リース																	
契約の相手方	(株) Y																	
変更契約日	R3.9.14																	
変更契約同起案日	R3.10.1																	
変更後金額	198,836円																	
変更後工期	R3.9.14～R3.11.13（変更なし）																	
決裁日	R3.10.1																	
遡り日数	17日																	
<p>    </p> <p>・概要：担当者が事務処理を失念し、変更契約の締結事務が遅延したものの。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>県道袖小屋曳田線（曳田工区）改良工事「標識及び照明施設設計業務委託」（交付金改良）</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>(株) Z</td> </tr> <tr> <td>変更契約日</td> <td>R3.5.31</td> </tr> <tr> <td>変更契約同起案日</td> <td>R3.6.1</td> </tr> <tr> <td>変更後金額</td> <td>9,824,100円</td> </tr> <tr> <td>変更後工期</td> <td>R2.10.2～R3.6.30（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>決裁日</td> <td>R3.6.1</td> </tr> <tr> <td>遡り日数</td> <td>1日</td> </tr> </table>			契約名	県道袖小屋曳田線（曳田工区）改良工事「標識及び照明施設設計業務委託」（交付金改良）	契約の相手方	(株) Z	変更契約日	R3.5.31	変更契約同起案日	R3.6.1	変更後金額	9,824,100円	変更後工期	R2.10.2～R3.6.30（変更なし）	決裁日	R3.6.1	遡り日数	1日
契約名	県道袖小屋曳田線（曳田工区）改良工事「標識及び照明施設設計業務委託」（交付金改良）																	
契約の相手方	(株) Z																	
変更契約日	R3.5.31																	
変更契約同起案日	R3.6.1																	
変更後金額	9,824,100円																	
変更後工期	R2.10.2～R3.6.30（変更なし）																	
決裁日	R3.6.1																	
遡り日数	1日																	
43 八頭県土整備事務所	<p>土木使用料収入（道路占用料）について、調定が遅延しているものがあつた。</p>	<p>例年、3月末まで許認可更新事務を行い、調定は4月に入ってから行って</p>																

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置															
備事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要: 新型コロナウイルス感染症により過年度に許可しているものも含めて相手方との現状確認の作業に手間取り、調定が遅延した。</li> <li>発生の原因: 担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>指摘の考え方: 調定事務が著しく不適正(合計額50万円以上で3か月以上の遅延)</li> </ul>	<p>いる。しかし、新型コロナウイルス感染症により、事前に相手方と行っている過年度に許可しているものも含めた現状確認の作業に手間取り、調定の時期を逸してしまった。</p> <p>また、その後の担当者等の進行管理が十分にできていなかったことが原因である。</p> <p>許認可更新作業事務及び調定事務の担当者を、それぞれ別の担当者に振り分けることで、各事務に専念させることとした。</p> <p>また、4月1日時点で調定するよう占用更新事務を一か月前倒しし、また、年度内に調定準備(債権内容の整理、許可書との突合・集計及び相手方との確認)作業を済ませるように、事務スケジュールを見直し、進行管理を担当者及び上司が徹底し、令和5年4月7日付けで令和5年度(継続)分の調定を行った。</p> <p>○改善前            占用更新事務 1月～3月            定例調定準備 4月以降</p> <p>○改善案            占用更新事務 12月～2月            定例調定準備 3月末</p> <table border="1" data-bbox="387 1249 1393 1346"> <thead> <tr> <th>許可相手</th> <th>調定額</th> <th>調定すべき日</th> <th>調定年月日</th> <th>遅延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D(株)外</td> <td>3,065,192円</td> <td>R3.4.1</td> <td>R3.6.29</td> <td>2か月28日</td> </tr> <tr> <td>(株)E外</td> <td>812,194円</td> <td>R3.4.1</td> <td>R3.10.4</td> <td>6か月3日</td> </tr> </tbody> </table>	許可相手	調定額	調定すべき日	調定年月日	遅延日数	D(株)外	3,065,192円	R3.4.1	R3.6.29	2か月28日	(株)E外	812,194円	R3.4.1	R3.10.4	6か月3日
許可相手	調定額	調定すべき日	調定年月日	遅延日数													
D(株)外	3,065,192円	R3.4.1	R3.6.29	2か月28日													
(株)E外	812,194円	R3.4.1	R3.10.4	6か月3日													
46 病院局 厚生病院	<p>病理組織検査等委託契約について、遡って契約していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要: 相手方から厚生病院への契約手続が遅延し、契約締結が遅延した。</li> <li>相手方: (大)AA</li> <li>契約金額: 単価契約</li> <li>契約日: R3.4.1</li> <li>契約期間: R3.4.1～R4.3.31</li> <li>決裁日: R3.5.12(R3.5.11受理)</li> <li>遅延日数: 1か月11日</li> <li>発生の原因: 団体の書類提出の遅延等、上司の進行管理不足</li> <li>指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p>大学での診断業務の委託という内容の特殊性に加え、こちらから書面で業務委託の意思表示をすることなく、慣例的に相手方からの申出を待って契約手続を行ってきたこと及び手続の進行管理の不徹底が原因である。</p> <p>令和4年度の契約については、令和4年3月上旬から契約手続を進め、遅延することなく年度当初から契約を締結した。</p> <p>業務委託の契約内容を点検し、本件以外に一部同様の手続が存在することを確認したことから、これらについても業務委託の意思表示をこちらから書面で行うことに改めた。</p> <p>また、委託契約の事務を行う職員に契約手続に係るルールを再徹底した。</p>															
47 教育委員会	GIGAスクール構想を踏まえた教育系ネットワーク増強業務に係る契約につ	契約の期限が閉庁日の場合は、契約期限内の営業日に契約期間の変更の支															

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>事務局 教育環境課</p>	<p>いて、変更契約締結の事務手続に係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>・概要：県立学校等の教職員がインターネットや外部との電子メール送受信等を安全に行うための仮想環境は、R3年度末がシステムの更新時期であり、R3.11.1から新環境への移行作業を順次実施する計画であった。（システム更新は別業務〔教育系ネットワークセキュリティ強化業務〕であり、本業務〔ネットワーク増強業務〕は更新前システムの補完。なお、契約の相手方は本業務と同一である）。</p> <p>R3.11.1に新環境への移行作業に係る相手方との協議を実施した際、県側担当者が移行作業時のリスク発生を懸念し、本業務に係る契約期間の延長の必要性を相手方に相談した。相手方も必要性を認めたことから、同日、当該延長に係る見積書を徴し、変更契約に係る支出負担行為の事務手続を行ったもの。</p> <p>（なお、このことについて相手方から県側に事前の協議はなく、県側からの相談を受けて「リスク分散の観点からも早期に当方から県側に相談すべきであった」旨の発言があった。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の相手方：(株) AB</li> <li>・変更前契約額：7,738,720円（第1回変更契約後）</li> <li>・変更後契約額：8,508,720円（770,000円の増額）</li> <li>・変更前契約期間：R3.4.1～R3.10.31</li> <li>・変更後契約期間：R3.4.1～R3.11.30</li> <li>・変更契約日：R3.10.29（業務期間終了日直前の開庁日）</li> <li>・支出負担行為起案日：R3.11.1</li> <li>・支出負担行為決裁日：R3.11.1</li> <li>・遅延日数：3日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>出負担行為の決裁を受ける必要があることについての認識が担当者及び上司に不足していた。</p> <p>また、委託業務について新しい環境への移行に係るリスクを勘案した契約期間を設定すべきことについて、両者にその認識が欠けており、県側がこのリスクに気付いて委託先に指摘した時には契約期限を過ぎていたことが原因である。</p> <p>この度の指摘事項については、電子会議室を通じて所属内の職員に周知して契約の日付に関する正しい理解を共有した。</p> <p>また、委託契約については、常に委託先と密なコミュニケーションを取り、特に契約終期には変更契約手続が十分に可能な時期に協議を行い、最終的な契約変更の有無を確認するなど、契約期間中の変更が必要な場合に遅滞なく事務処理を行い、遡りが生じないようにした。</p> <p>所属の電子会議室を活用し、監査において明らかになった業務の誤りを共有し、同様の誤りが生じることを防ぐ。</p> <p>また、業務の進捗状況や生じた課題等について担当者だけでなく所属長も含めた上司も随時確認し、適宜委託業者と連絡を取らせるなどして事務処理の漏れが起きないようにした。</p>
<p>48, 49 小中学校課、 高等学校課</p>	<p>雑入（グローバルリーダーズキャンパス最優秀受講者表彰式出席に係る経費）について、令和元年度にすべき調定等を行って</p>	<p>【小中学校課】 事業移管時に適切な引継ぎが行われていなかったことが原因である。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>いなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：R1年度にグローバルリーダーズキャンパス最優秀受講生2名、引率者1名を米国で開催される表彰式に派遣した。表彰式出席に係る経費は、連携先であるA大学から1名あたり2,000ドル、派遣受講生から1名あたり50,000円の負担額を調定等することになっていた。しかし、R1年度にグローバルリーダーズキャンパス事業を所管していた高等学校課は、A大学の負担額並びに派遣受講生の自己負担額の調定等を行わず、R1年度が終了した。</li> <li>R2年度に当事業が高等学校課から小中学校課に移管された後も調定等を行わず、R3年度になり、R4年度の予算要求時、財政課から「R1年度時の歳入はどのようにしたのか」という質問を受け調べたところ、調定等を行っていないことが発覚した。(事業移管時に適切な引継ぎが行われていなかった。)</li> <li>・事業所管：R1 高等学校課、R2～R3小中学校課、R4高等学校課</li> <li>・派遣期間：R1.8.22～R1.8.24</li> <li>・派遣先：米国カリフォルニア州サンフランシスコ市</li> <li>・負担額：A大学 6,000ドル(2,000ドル×3名分(受講生2名、引率者)) ※日本円にして633,720円(R1.8.22時点 1ドル=105.62円で計算) 受講生2名分 100,000円(受講生B 50,000円、受講生C 50,000円)</li> <li>・調定等すべき日：R1.8.25(派遣終了日の翌日)</li> <li>・収入科目：雑入</li> <li>・発覚日：R3.11.1(財政課からの質問日)</li> <li>・関係経費：858,383円(派遣3名分) 【内訳】航空券等費用 853,167円、Wi-Fi費用 5,216円</li> <li>・発生の原因：その他(業務の引継不足)</li> <li>・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正(合計額5万円以上の調定漏れ)</li> </ul>	<p>引継書の作成を徹底し、担当者及び上司が確認できる体制を構築するとともに、調定を適切な時期に行うこととした。</p> <p>今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p><b>【高等学校課】</b></p> <p>収入調定を令和元年度の適切な時期に行っていなかったこと、及び事業移管時に適切な引継ぎを行っていなかったことが原因である。</p> <p>未調定だった収入調定を行い、令和4年5月20日に収納完了した。また、引継書の作成を徹底し、担当者及び上司が確認できる体制を構築するとともに、調定を適切な時期に行うこととした。</p> <p>今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																					
	<table border="1" data-bbox="391 271 1348 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 271 438 347">相手方</th> <th data-bbox="438 271 614 347">負担額</th> <th data-bbox="614 271 762 347">調定等すべき日</th> <th data-bbox="762 271 917 347">調定等の日</th> <th data-bbox="917 271 1061 347">収納日</th> <th data-bbox="1061 271 1348 347">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 347 438 488">A大学</td> <td data-bbox="438 347 614 488">6,000ト* 収納額： (※) 747,451円</td> <td data-bbox="614 347 762 488" rowspan="3">R1.8.25 派遣終了日 の翌日</td> <td data-bbox="762 347 917 488">R3.11.9 A大学と 調整開始日</td> <td data-bbox="917 347 1061 488">R4.4.21</td> <td data-bbox="1061 347 1348 488">〃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 488 438 651">受講生B</td> <td data-bbox="438 488 614 651">(当初) 50,000円 (変更後) 29,057円</td> <td data-bbox="762 488 917 651">R4.5.16</td> <td data-bbox="917 488 1061 651">R4.5.20</td> <td data-bbox="1061 488 1348 651" rowspan="2">・負担額の変更について 円安により、円に換算したA大学の負担額が当初の想定より多くなり、受講生の負担額を変更した。 なお、受講生Cの負担額は、左記収納日に50,000円を収入していたため、負担額変更後に、過納分20,943円を歳入戻出した。 (戻出日：R4.5.20)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 651 438 831">受講生C</td> <td data-bbox="438 651 614 831">(当初) 50,000円 (変更後) 29,057円</td> <td data-bbox="762 651 917 831">R3.12.16</td> <td data-bbox="917 651 1061 831">R4.1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="391 853 1029 884">※A大学送金額 752,951円 うち銀行間手数料等 5,500円</p>	相手方	負担額	調定等すべき日	調定等の日	収納日	備考	A大学	6,000ト* 収納額： (※) 747,451円	R1.8.25 派遣終了日 の翌日	R3.11.9 A大学と 調整開始日	R4.4.21	〃	受講生B	(当初) 50,000円 (変更後) 29,057円	R4.5.16	R4.5.20	・負担額の変更について 円安により、円に換算したA大学の負担額が当初の想定より多くなり、受講生の負担額を変更した。 なお、受講生Cの負担額は、左記収納日に50,000円を収入していたため、負担額変更後に、過納分20,943円を歳入戻出した。 (戻出日：R4.5.20)	受講生C	(当初) 50,000円 (変更後) 29,057円	R3.12.16	R4.1.5	
相手方	負担額	調定等すべき日	調定等の日	収納日	備考																		
A大学	6,000ト* 収納額： (※) 747,451円	R1.8.25 派遣終了日 の翌日	R3.11.9 A大学と 調整開始日	R4.4.21	〃																		
受講生B	(当初) 50,000円 (変更後) 29,057円		R4.5.16	R4.5.20	・負担額の変更について 円安により、円に換算したA大学の負担額が当初の想定より多くなり、受講生の負担額を変更した。 なお、受講生Cの負担額は、左記収納日に50,000円を収入していたため、負担額変更後に、過納分20,943円を歳入戻出した。 (戻出日：R4.5.20)																		
受講生C	(当初) 50,000円 (変更後) 29,057円		R3.12.16	R4.1.5																			
50 博物館	<p data-bbox="368 920 895 1061">共同企画展「不滅の刀～よみがえる伯耆国の赤羽刀～」に係る輸送・展示等業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <table border="1" data-bbox="368 1061 895 1682"> <tr> <td data-bbox="368 1061 895 1682"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：事業担当から総務担当への事務処理の引継ぎがなされていなかったことにより遅延したもの。</li> <li>・契約方法：随意契約（2者）</li> <li>・相手方：AC（株）</li> <li>・契約額：444,950円</li> <li>・委託期間：R3.11.23～R3.12.29</li> <li>・契約日：契約金額50万円未満につき請書の徴取省略</li> <li>・支出負担行為起案日：R3.12.9</li> <li>・支出負担行為決裁日：R3.12.9</li> <li>・遅延日数：16日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：事業担当から総務担当への事務処理の引継ぎがなされていなかったことにより遅延したもの。</li> <li>・契約方法：随意契約（2者）</li> <li>・相手方：AC（株）</li> <li>・契約額：444,950円</li> <li>・委託期間：R3.11.23～R3.12.29</li> <li>・契約日：契約金額50万円未満につき請書の徴取省略</li> <li>・支出負担行為起案日：R3.12.9</li> <li>・支出負担行為決裁日：R3.12.9</li> <li>・遅延日数：16日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	<p data-bbox="916 920 1414 1167">業務の仕様書は事業担当者（博物館学芸課）が作り、決裁となったものを会計担当者（博物館総務課）に引き継いで支払事務を行うルールとしているが、事業担当者がその引継ぎを失念していたことと、上司による進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p data-bbox="916 1167 1414 1279">仕様書を作る時点でも事業担当者と会計担当者間で情報共有し、適切な時期に支出負担行為を行うこととした。</p> <p data-bbox="916 1279 1414 1496">博物館総務課で作成している「委託業務、物品購入等に係る支払漏れ防止のため業務手順（分担）の確認」を令和4年9月24日付けで改正し、特に以下のような点については改めて博物館内全職員に周知徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業担当者は、仕様書を起案する時点で総務課へ一報入れる。</li> <li>・事業担当者は発注するための見積書を業者に依頼する前に、総務課へ一報入れる。</li> <li>・事業担当者は、見積書と仕様書は必ず総務課へ提出し、コピーを保有する。</li> </ul>																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：事業担当から総務担当への事務処理の引継ぎがなされていなかったことにより遅延したもの。</li> <li>・契約方法：随意契約（2者）</li> <li>・相手方：AC（株）</li> <li>・契約額：444,950円</li> <li>・委託期間：R3.11.23～R3.12.29</li> <li>・契約日：契約金額50万円未満につき請書の徴取省略</li> <li>・支出負担行為起案日：R3.12.9</li> <li>・支出負担行為決裁日：R3.12.9</li> <li>・遅延日数：16日</li> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>																							
51 智頭農林高等学校	<p data-bbox="368 1794 895 1861">屋上補給水管修繕工事（消防修繕）について、支出負担行為を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="368 1861 895 2076"> <tr> <td data-bbox="368 1861 895 2076"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：R2.8月に実施した消防設備点検において判明した屋上補給水管の不良箇所の修繕について、契約金額が20万円以上であるにもかかわらず、支出負担行為を行っていないかった。（なお、発注にあつ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：R2.8月に実施した消防設備点検において判明した屋上補給水管の不良箇所の修繕について、契約金額が20万円以上であるにもかかわらず、支出負担行為を行っていないかった。（なお、発注にあつ</li> </ul>	<p data-bbox="916 1794 1414 2040">担当者が契約事務に不慣れだったため、契約金額が20万円以上だったにもかかわらず手書きの物品修繕請求書で発注伺いが可能であると認識していたこと、並びに上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p data-bbox="916 2040 1414 2076">今回の指摘内容を事務室内で共有</p>																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要：R2.8月に実施した消防設備点検において判明した屋上補給水管の不良箇所の修繕について、契約金額が20万円以上であるにもかかわらず、支出負担行為を行っていないかった。（なお、発注にあつ</li> </ul>																							

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>ては、手書きの物品修繕請求書で発注伺いを行っていた。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検実施日：R 2. 8. 18</li> <li>・物品修繕請求書起案日：R 3. 9. 1</li> <li>・物品修繕請求書決裁日：R 3. 9. 1</li> <li>・見積書受付日：R 3. 9. 1</li> <li>・修繕依頼日：R 3. 9. 1</li> <li>・修繕完了日：R 3. 9. 27</li> <li>・契約金額：209,000円</li> <li>・相手方：(株) I</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の失念及び担当者や上司の関係規程等への認識不足等</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が行われていない</p>	<p>し、契約事務処理要領の確認の徹底と、細心の注意を払って事務処理を進めることを確認した。特に契約金額が20万円以上かどうかの確認を徹底することとした。</p>
<p>52 倉吉東高等学校</p>	<p>Google Workspace for Education管理者研修に係る委託料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：見積書の提出を受けていたにもかかわらず、担当者が研修実施日及び見積書があることを失念し、支出負担行為を行っていないもの。研修を受講した教諭から受講報告があり、手続を行っていないことに気が付き、研修終了後に支出負担行為を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の相手方：(株) AD</li> <li>・研修実施日：R 4. 2. 14</li> <li>・見積提出日：R 3. 12. 21</li> <li>・見積受付日：R 3. 12. 21</li> <li>・契約金額：396,000円</li> <li>・支出負担行為起案日：R 4. 2. 16</li> <li>・支出負担行為決裁日：R 4. 2. 18</li> <li>・遅延日数：8日(研修前就業日であるR 4. 2. 10を起算日とした。)</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の失念</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>当該研修の見積書を、担当教諭から受けていたにもかかわらず、見積書を受けていたことを失念してしまい、支出負担行為を行っていない。その後、担当教諭から受講報告を受け、今回の事案が発覚したものである。</p> <p>令和4年2月22日に支出仕訳書を作成し、同年3月4日に支払が完了した。</p> <p>担当者が失念しないよう、未処理書類専用の保管場所を設けた。これを事務室内で周知し、毎日確認を行うことで業務の失念を未然に防ぎ、併せて、日々の業務日誌を作成し、業務の進捗管理を行うこととした。</p>
<p>53 米子東高等学校</p>	<p>産業廃棄物の収集運搬及び処分委託業務に関する契約について、契約期間終了後に変更契約を締結していた。</p> <p>・概要：業務内容に処分業務が含まれているにもかかわらず、収集運搬業務のみを考慮し契約期間を定めていた。(契約期間を定める際に、相手方に確認をしていなかった。)支払手続時に、契約期間終了後に最終処分がされていることが判明したため、契約期間を延長する変更契約を</p>	<p>担当者が「処分日」を最終処分日ではなく運搬収集日と認識していたため、契約期間の最終日を収集運搬業務終了の日として契約書を作成したこと、並びに副査及び上司による契約期間の確認が十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>令和4年11月22日に今回の指摘内容を本校事務職員全員に周知するとともに、担当者に契約書の取扱いについて指導した。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>当初契約期間の最終日に遡って締結する手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法：随意契約</li> <li>・契約の相手方：(有) AP</li> <li>・契約金額：60,000円（変更なし）</li> <li>・契約日：R 3.11.19</li> <li>・当初契約期間：R 3.11.19～R 3.11.30</li> <li>・収集運搬終了日：R 3.11.29</li> <li>・最終処分終了日：R 3.12.10</li> <li>・変更契約日：R 3.11.30</li> <li>・変更契約期間：R 3.11.19～R 3.12.28</li> <li>・変更契約伺起案日：R 4.1.11</li> <li>・変更契約伺決裁日：R 4.1.12</li> <li>・遅延日数：1か月13日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の判断誤り、担当者及び上司の確認不足</p> <p>・指摘の考え方：契約変更の時期が著しく不適正</p>	<p>また、今後は主査・副査間で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底することとした。</p>
<p>54 米子工業高等学校</p>	<p>現金収納した証明書発行手数料に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。</p> <p>・概要：事務長がつり銭ボックスを確認したところ、1,680円多いことに気が付き、担当者が確認したところ、7月12日収納の払込がされていないことが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額：1,680円</li> <li>・収納日：R 3.7.12</li> <li>・払込期限：R 3.7.19</li> <li>・払込日：R 3.10.8</li> <li>・遅延日数：2か月19日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：現金収受の不適正（合計額1千円以上5万円未満で1か月以上）</p>	<p>現金収納したことを担当者が失念していたこと並びに事務室内で情報共有がされていないことが原因である。</p> <p>判明した時点で即日払込みを行った。</p> <p>判明した時点より、現金収納があった際には、ホワイトボードに「手数料〇月〇日〇件」と明記し、担当者以外でも収納金の払込期限を把握できるように徹底した。</p>
<p>55 境高等学校</p>	<p>学校敷地内（グラウンド）の樹木剪定等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：請求書受領時に支出負担行為の事務手続を失念していることに気が付いた。毎年契約をしている業務であり、R 2年度と同様に支出負担行為兼支出仕訳書で事務処理を行えばよいと誤った判断をしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注伺決裁日：R 3.11.10</li> </ul>	<p>発注伺作成時点では、支出負担行為作成の認識はあった。見積書を受領した際に、例年と同じ仕様であったため、前年までと同様に支出負担行為兼支出仕訳書で処理できると思い込み、支出負担行為書の作成を失念していた上、上司も担当者任せにしている、業務の進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>令和4年3月4日請求書受領時に請求額が20万円以上であり、支出負担行為書を作成していないことに気付いた。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書受領日：R 3. 11. 18</li> <li>・予定価格：247,500円</li> <li>・相手方：A E (株)</li> <li>・契約金額：242,000円</li> <li>・業務期間：R 3. 11. 18～R 4. 2. 28</li> <li>・業務完了日：R 4. 2. 24</li> <li>・請求書受付日：R 4. 3. 4</li> <li>・支出負担行為起案日：R 4. 3. 4</li> <li>・決裁日：R 4. 3. 4</li> <li>・遅延日数：3か月14日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者の判断誤り</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>即日、支出負担行為を起案し、決裁となった。</p> <p>令和4年3月4日に担当者から報告を受け、即日、事務室内に周知した。</p> <p>令和4年3月7日付会計指導課長通知の会計専門研修を庁内ストーリーミング配信により令和4年3月10日及び11日に事務部全員が受講した。</p> <p>令和4年度の会計実務研修についても、庁内ストーリーミング配信により各自で受講した。</p> <p>徴取した見積書は、支出負担行為書省略可のものであっても、供覧し、情報共有することとした。</p>												
56 日野高等学校	<p>貸切バス代金(使用料及び賃借料)について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要 要：同日出発の4コースの貸切バス代について、見積書を徴取した。</p> <p>個々のコースの見積額により支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認し、支出負担行為を行わず口頭発注した。支出命令審査時に統括審査課から意見があり、支出負担行為の日を見積合わせの日に遡って手続をしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方：(株) A F</li> <li>・見積合わせの日：R 3. 5. 24</li> <li>・契約金額：298,100円(変更後314,600円)</li> <li>・利用日：R 3. 7. 6</li> <li>・請求書受理日：R 3. 8. 3</li> <li>・支出負担行為書起案日：R 3. 8. 3</li> <li>・決裁日：R 3. 8. 3</li> <li>・遅延日数：2か月10日</li> </ul> <p>・発生の原因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>担当者の随意契約における会計規則の認識が不足していたこと並びに上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>今回の指摘内容について、担当者と上司で会計規則を再度確認した。また、事務室全体で会計専門研修資料を活用し、内容の周知徹底を図った。</p> <p>これまでも見積依頼を行う際、発注伺を作成していたが、今後は、見積合わせ後の契約額についてもその都度確認することとした。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">コース名</th> <th style="width: 20%;">倉吉・米子</th> <th style="width: 20%;">松江・米子</th> <th style="width: 20%;">日南</th> <th style="width: 25%;">日野・米子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見積金額</td> <td>82,500円</td> <td>80,300円</td> <td>63,800円</td> <td>71,500円</td> </tr> </tbody> </table>					コース名	倉吉・米子	松江・米子	日南	日野・米子	見積金額	82,500円	80,300円	63,800円	71,500円
コース名	倉吉・米子	松江・米子	日南	日野・米子										
見積金額	82,500円	80,300円	63,800円	71,500円										

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

3 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
<p>危機管理局 危機対策・情報課</p>	<p><b>1 あんしんトリピーメール・あんしんトリピーなびの利用促進について</b></p> <p>「あんしんトリピーメール」は、平成22年4月1日に主として自然災害に関する情報を携帯メールも含めたメールユーザーに提供するプッシュ型の情報ツールとして運用開始し、その後ライフライン情報、生活関連情報などを順次対象情報に加えてきており、市町村も自ら情報提供が可能なシステムである。</p> <p>また、平成30年12月25日に運用を開始した鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」は、あんしんトリピーメールの情報を含めて、スマートフォン、タブレットの利用者に発信しているシステムである。</p> <p>しかし、今年度発生した携帯電話の通信障害の際には、一部の携帯メールでは適時に情報が届けられない状況が発生したため、県が期待する「適切な行動を支援する有効な手段」となり得なかった。</p> <p><b>については、県民に災害情報の入手方法を複数確認しておくことを周知していくとともに、県が運用しているあんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびについても、可能な限り両方を登録してもらい、県の発信するプッシュ型の情報をより確実に得られるよう、登録者数の目標を定めたり、積極的な広報を行うなど、利用促進を図られたい。</b></p>	<p>あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびの配信登録者数等は増加傾向にあるが、通信事業者におけるトラブルなど、何らかの理由で県からの発信情報が登録者等に届かない場合が有り得る。</p> <p>このため、県民に災害情報の入手方法を複数確認しておくことを周知し、可能な限り両方の登録を推進していくこととし、従来から実施している関係機関や大学、高等学校等を通じた案内チラシ配布等の利用促進PRを引き続き実施しつつ、災害時、天候悪化時の情報収集手法について、県が都度開催する情報連絡会議の場や県ホームページ等で周知を行うほか、令和5年度当初予算において、PR動画の作成やウェブ媒体における広報に係る事業費を計上し、周知に取り組む。</p> <p>なお、あんしんトリピーメール及びアプリの登録者数については、令和5年度目標を83,000件としている。</p>
<p>総務部 人事企画課、</p> <p>生活環境部 環境立県推進課、</p> <p>くらしの安心局 くらしの安心推進課、</p> <p>農林水産部 農林水産政策課、</p> <p>畜産振興局 畜産課</p>	<p><b>2 獣医師資格を要する職員、土木技師等技術職員の確保について</b></p> <p>いずれの職員も大学生への説明会開催などの所管部局の様々な努力や初任給調整制度の拡充にもかかわらず、近年、新規採用募集人員が充足されていない状況が継続している。</p> <p>背景には給与の官民・地域格差や生活基盤についての民間指向・都市指向などの要因に加え、獣医師では小型動物（ペット）指向、土木技師では地図に残る仕事に直接携わることができる民間指向が強く、行政業務への理解不足とそのためにも生じる働きがいへの理解不足もあると考えられる。</p> <p><b>については、いずれも行政における役割や業務内容、生活環境などについて大学入学後の早い時期から理解を得るために、学校訪問や職場見学など、これまでの取り組みを継続充実されたい。</b></p>	<p>【総務部人事企画課】</p> <p>インターンシップの取組や獣医師に係る初任給調整手当の見直し等、採用確保に向けた取組を進めてきたが、全国的に獣医師や土木技師の人手不足が顕著であり、採用確保に苦慮している状況である。</p> <p>県土整備部等関係部局と連携し、行政の仕事の魅力発信や初任給調整手当のPR等を行いながら、人事委員会とも協力して有効な人材確保策を検討していく。</p> <p>○全国的に人材確保が困難となっている技術・専門職（土木職含む）について、受験者確保を進めるため、人事委員会と連携し、令和5年度実施の採用試験から試験内容等の見直しを行った。</p> <p>&lt;見直しの概要&gt;</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
<p>県土整備部 県土総務課、  技術企画課</p>	<p>また、獣医師の採用については、初任給調整に関する評価を聞くなど、経済的な側面での効果的な対応を引き続き調査することや就学に関する支援として、給付型奨学金の設定・充実など大学での学びの不安解消を含め、有効な人材確保策を検討されたい。</p> <p>さらに、土木技師の採用については、全国的に自治体の多くで定員割れが生じている状況であり、志望者確保のための競争が自治体の公的セクションで生じている現状がある。このような現状の抜本的な解決を図るため、土木部門の専門人材の養成を一層進めるよう、国に要望されたい。</p>	<p>・筆記試験の見直し より専門性を重視するとともに、試験対策の負担を減らすため、第一次試験で実施していた教養試験を廃止し、採用試験に自身の専門知識を活かしやすくした。</p> <p>・年齢要件の見直し 年齢要件の上限を35歳から40歳に引上げ、受験可能者を拡大した。</p> <p>・募集期間の見直し 受験申込開始時期を4月下旬から3月1日に早め、申込期間を拡大した。</p> <p>○獣医師について、令和5年度実施の採用試験から、獣医学部の学生が多い四国や北海道の試験会場を追加し、受験者確保の取組を強化した。</p> <p>【生活環境部環境立県推進課】 【くらしの安心局くらしの安心推進課】 公務員獣医師を志望する学生が少ない中、感染症対応など職域が拡大していることもあり、募集人員を満たすことが困難な状況が継続している。 職員募集の広報、大学訪問、インターンシップ受入れ、高校生セミナー開催等の各種取組を引き続き実施する（農林水産部と連携して実施）。 初任給調整に関する評価等の調査については、農林水産部と調整の上実施する。 給付型奨学金については、全国的な課題として公衆衛生分野の獣医師への就学資金制度に対する国庫補助制度の創設等を全国衛生部長会が国に要望している（令和6年度要望を幹事県が令和5年3月に提出）。</p> <p>【農林水産部農林水産政策課】 【畜産振興局家畜防疫課】 全国的に産業獣医師が不足し、新規採用職員が確保できていない。 令和4年度は、新たな取組として専門誌に農業共済組合と合同で職員募集広告を掲載するとともに、県獣医師会による県獣医師PR動画の作成支援を行った。 （PR動画は「鳥取県畜産ちゃんねる」に掲載。 URL： <a href="https://www.youtube.com/channel/UCh">https://www.youtube.com/channel/UCh</a></p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>agDtmHTrzCBjYsRukZaJA)</p> <p>引き続き、高校生セミナーや獣医学生対象のインターンシップの実施、就職説明会への参加、修学資金給付制度の活用、専門誌・ウェブによる職員採用試験の広報活動、社会人インターンシップ等、多角的に人材確保策を実施する。</p> <p>また、初任給調整手当の増額については、獣医学生向けの説明会等でPRするとともに、評価を聞き取りする。</p> <p><b>【県土整備部県土総務課】</b> <b>【技術企画課】</b></p> <p>ゼネコンなどの民間企業がかなり積極的に採用活動を展開しており、土木系の就職は「売り手市場」となっている。県職員採用試験は、民間企業に比べて、試験結果がわかるのが遅いことや、試験科目が多いことなどから、学生が受験自体を敬遠していることが考えられる。</p> <p>土木職員が行っている、インフラの整備と機能確保が、地域の他産業を含めた社会経済活動に不可欠な役割であることの理解を促すために、これまでの県庁仕事説明会やインターンシップの継続にあわせて、ホームページやSNSを通じた情報の配信などの拡充した取組を進めていく。さらに、専門高校からの入職も図れるよう、高校に限定した出前の仕事説明会やインターンシップの取組を追加する。</p> <p>また、ワークライフバランスの確保に向けて、働き方改革を図る大学と連携したDX促進の取組や建設産業の意見交換の成果等の情報配信をあわせて強化するとともに、関連分野からの入職も誘導していく。</p> <p>また、土木部門の専門人材の養成については、民間及び公務職場で人材の獲得競争が生じ、自治体において必要な土木部門の専門人材が確保できていない現状を国と共有し、民間及び公務職場が必要とする土木技術者数が確保できるよう土木部門の専門人材の養成について国に要望していく。</p>
<p><b>地域づくり推進部</b> 中山間・地域交通局 中山</p>	<p><b>3 空き家対策について</b> 空き家問題は既に全国的に大きな課題であるが、来年にピークアウトを迎えられとされる一般世帯数が今後減少していくこ</p>	<p>中古住宅流通の活性化を阻害する要因として、「物置として活用している」「仏壇があり、盆暮れには家族が集まる」等、所有者側は空き家と考えていな</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
<p>間地域政策課</p>	<p>とにより、空き家問題の深刻化がより進展していくことが予想される。</p> <p>また、空き家率の上昇が自治体の財政にも悪影響を及ぼし、過去に生じた自治体の財政破綻について高い空き家率との関連性の指摘もある。</p> <p>空き家対策は通常、既存住宅の活用、処分及び新たな空き家発生防止の方向で行うことになると考えられ、県としてもこれらに対応した取組が行われているものの、大きな進展はできていないものと見受けられる。</p> <p><b>ついては、不動産業界や福祉分野とのさらに踏み込んだ連携や、空き家除却を支援する取組の継続、新たな空き家発生抑制に向け県民に考えてもらうための仕掛けづくりなど、改めて危機感を各関連機関と共有し、広く意見を求め、空き家問題を好転させるための有効な手段を定期的に検討し、実行されたい。</b></p>	<p>い場合や、建物が登記されておらず、代を遡ることによる相続関係人の複雑化で所有者確定が進まない等、所有者側の様々な事情により実際に中古住宅として供出される物件が少ないことがあり、空き家対策における大きな課題と認識している。また、住宅セーフティーネットの施策との連携が、これまで十分に行えていなかった。</p> <p>このため、次のとおり措置を講じた。</p> <p>(1) 令和4年10月24日に主要な不動産業界団体である県宅地建物取引業協会、県及び4市による懇談会を開催し、課題共有や解決方法についての意見交換を行った。今後、課題に対し継続して検討を進める場を持つこととしている。</p> <p>(2) 令和4年11月17日に住宅セーフティーネット施策との連携を図るため、中山間振興統括本部会議を開催し、関係部局と情報共有を図るとともに、対応策の検討を行った。</p> <p>(3) 地域の安全・安心な暮らしを確保するため、市町村が行う代執行による除却の支援拡充や、通常の除却より高額となる場合の補助対象経費の増額等、必要な制度拡充を図りながら、引き続き老朽危険空き家の増加抑制を進めていく。</p> <p>(4) 空き家利活用の機運醸成を図るため、不動産業界や建築業界に協力いただき、令和4年度から新たに「空き家利活用コンテスト」を開催した。優秀事例等を広く県民に周知し、空き家利活用の啓発を図っていく。</p> <p>(5) 令和4年度に、新たな空き家発生の抑制を図るため、趣旨に賛同して積極的に取り組む市町と連携し、空き家化した後の処置について所有者に事前に検討しておくこと等を促す「アウトリーチ手法」の研究等を行っており、今後も継続して取組を進めていく。</p>
<p>文化財局とっとり弥生の王国推進課、埋蔵文化財センター</p>	<p><b>4 発掘された埋蔵文化財の整理、保存及び利活用について</b></p> <p>大型公共事業の施工に伴って出土した埋蔵文化財については、トリアージが進行しているが、まだ未調査の出土品が多い。しかしながら、平成28年度に実施した定</p>	<p>県もしくは市町所有の遊休施設を利用することにより、収蔵場所の確保に努めたが、日常の管理が容易な収蔵場所として使用できる未利用施設の新規開拓は困難な状況であった。</p> <p>まず、既に措置したものとして、木製</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>期監査で「出土品の収蔵保管スペースについて」監査意見を提出したが、現状の保管施設は老朽化に伴って本来の目的に沿った使用はされなくなった体育館など保存環境として不十分な場所が多く、全体的に手狭であり、雨漏りなどの不具合も散見される。</p> <p>近年の出土物には木製品も多く、暫定的とはいえ保管だけでなく、重要な出土品の今後の保存処理にも保管中の損傷・棄損の恐れがあるなど、課題があると言わざるを得ない。</p> <p><b>については、保存処理のサイクルが速い処理法の確立などにより、保存処理を加速させるとともに、暫定的に保管している施設の最低限の機能保全及びより状態のよい施設への出土品の移設等を引き続き検討されたい。</b></p> <p>また、最終的に保存することになった出土品について、実物展示に加え、用途やその成果などを視覚的に紹介するバーチャル画像を制作・公開することにより、より多くの人への文化財の意義の啓発に努められたい。</p>	<p>品のトリアージが作業の改善により、予定より早く今年度に終了した。また、収蔵している出土品のうち、古墳時代の土器の収蔵展示（実物展示）を埋蔵文化財センター本所で開始し、ホームページでも紹介した。</p> <p>次に処理方針として、これまで自前で実施してきた木製品の保存処理はPEG含浸法のみであったが、保存処理のサイクルが速いトレハロース含浸法を併用することにより、保存処理の速度があがった。今後はこのノウハウを蓄積し、効率かつ効果的に進めていく。</p> <p>現在使用している施設内で、3か年の年次計画に基づき、保存処理した木製品を収蔵できる量を確保するために必要な物品を購入、設置するとともに、温湿度管理できる収納スペースが不足していることから、一部の収蔵室に空調を設置して対応する。初年度の令和5年度は美和分室に大型の木製品を収納するためのスチール棚を設置する。</p> <p>重要考古資料の保管について、ふさわしい環境、設備を検討し、必要に応じて施設整備を行う。</p> <p>また、保存処理済の木製品は、埋蔵文化財センター内の展示室などを利用した企画展を開催し、学校や地域の体験活動などで利用できるバーチャル画像を制作する。</p>
<p>商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター</p>	<p><b>5 テレワーク導入の推進について</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を契機に周知の進んだテレワークであるが、まん延防止の観点だけではなく、多様な働き方による人材確保、BCP対策の一環、付随してデジタル化が促進されることによる業務効率化等の多くのメリットが明らかになってきている。</p> <p>一方で業態・業種によっては、顔を合わせないこと等によるデメリットも指摘されてきている中で、常時一律に運用するのではなく、柔軟な活用方法を模索することで多くの企業が上記メリットを享受できる可能性があるものと考えられる。このような中で、本県においてはテレワークの必要性や有用性が十分認識されていないことから、企業のテレワーク実施状況は12.5%と低い状況にある。(令和3年6月、鳥取県中小企業団体中央会調査による。)</p> <p>テレワークの目的は、職場以外の場所か</p>	<p>本県では小売業や飲食業、サービス業、建設業、製造業、医療・福祉等の対人業務や現場での作業を伴う中小企業が全体の約8割を占めており、テレワークの導入に関しては、そもそも「できない」「メリットがない」と考え、検討にまで至っていない企業が多いのではないかと考える。</p> <p>(参考) 中央会働き方改革実態調査報告書(R3)より抜粋 ○導入しない理由(上位3項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークに適した仕事がない(92.1%)</li> <li>・導入メリットがない(20.0%)</li> <li>・セキュリティ上の不安(7.4%)</li> </ul> <p>県内企業が、業種・業態に関わらずテレワーク導入に関心を持ち、その必要性や有用性の理解が深まるよう、金融機関や商工団体等と連携し、優良事例や各種</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>ら業務をできるようにすることだけではなく、生産工程などの見直し、働き方の質やあり方、さらには生活の質まで変えていく可能性を有しており、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、作業方法の見直しなどによる企業経営の効率化にも資するものと期待されるところである。</p> <p><b>ついては、これまでに県が携わってきた企業の好事例やノウハウなどを可能な限り多くの企業に広く伝えるなど、テレワークの可能性について、周知を進められたい。</b></p> <p><b>併せて、これまで活用されてきた補助制度についても、テレワーク導入の動機付けとなることが期待されるため、活用事例の広報などにより、一層の周知を図られたい。</b></p>	<p>支援制度等の周知を行う。</p> <p>(参考) 令和5年度当初予算事業（今夏に対応予定） ○テレワーク等で柔軟に働いている社員の好事例やノウハウ等に加え、導入時に必要なツール、国や県の支援制度等を学ぶ事例紹介セミナーをオンラインで開催する。 ○テレワーク等実践企業を訪問し、実際に導入ツールやシステムを操作することで導入のメリット等を学ぶ活用体験会を実施する。</p>
<p>県土整備部 技術企画課</p>	<p><b>6 河川・道路ボランティアについて</b></p> <p>県が管理している道路、河川、海岸等の環境美化や維持管理に積極的に参画していただく河川・道路ボランティアについては、徐々に登録団体数及び交付金額も増加してきている。その一方、今後は、人口減少や高齢化等から、活動水準の低下等も懸念されるところである。ボランティアについては、活動単位の多くが地縁団体となっており、事前登録も必要なため、地域のコミュニティとのかかわりの少ない個人が新たに参画するにはハードルが高い面も見られる。</p> <p><b>ついては、都市部や農村部などで地域性が異なることも踏まえ、地域の実情や今後の懸念材料など実態の確認と検討を行いながら、複数の地縁団体やNPO法人との連携を図るなど、今後も持続可能な取組・活動となるよう検討されたい。</b></p> <p><b>また、イベント的な活動として、県外者なども含む個人単位での参加を一層拡大するなど、新たに参加しやすい仕組の拡充も検討されたい。併せて個人単位での参加者には、団体への登録も促すとともに、若年層への積極的な参加を呼びかけることも検討されたい。</b></p>	<p>河川・道路ボランティアの活動については、協定に基づいて一体規模の作業を担う協働型タイプをはじめ、団体数と交付金額が増加しているが、人口減少や高齢化等により活動水準の低下等が懸念されている。</p> <p>ボランティア活動の大部分を担う地縁団体においては、高齢化に伴う活動の停滞によって、コミュニティが希薄となり、団体を持続していくことが困難となる状況も発生している。</p> <p>さらに、これら地縁団体においては、人材やICT等のリソース不足に伴い、活動予定や参加者募集等の情報提供や運営も難航しており、地域に関わりがない個人の参画が難しい面もみられる。</p> <p>上記の課題への対応として、ボランティア活動を継続している地縁団体やNPO法人と連携し、スーパーボランティア団体等へ成功事例や課題の聞き取りを実施し、活動を支援する調整を進めていく。</p> <p>また、スーパーボランティアを参考に、地域の賑わいをあわせた活動における、個人参画のノウハウを取り入れることも検討していく。さらに、県外者なども含む個人単位での参加を拡大するため、ボランティア団体へ県民参画協働課の運営する鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」を活用した募集を継続し、さらに県外のボランティア団体が参加しやすい募集方法を検討していく。</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>併せて、防災学習や環境教育等において、小中学校で題材として取り扱っている河川・道路インフラについて、その役割を伝え、若年層からもボランティア活動に興味を持ってもらうよう、地域づくり推進部と連携した魅力づくりを発信するため、個別に小中学校と調整を進めていく。</p>
<p>会計管理局 会計指導課</p> <p>地域づくり 推進部 県民参画協 働課(2)の なお書き部 分</p>	<p><b>(定期監査の重点事項)</b> <b>○手数料収入の事務手続について</b></p> <p><b>(1) 徴収及び収納事務の外部委託に係る告示について</b> 収入証紙廃止に伴い、手数料の徴収委託契約を締結していたが、告示を行っていない事例があった。公金の取扱事務を私人に委託した場合は、広く県民に周知するため、告示が必要であったが、担当者及び上司の関係規程等への認識不足により、発生したと思われる。 <b>については、関係諸規定に基づく適正な処理について周知徹底を図りたい。</b></p> <p><b>(2) 県民のさらなる利便性向上について</b> 収入証紙制度の廃止に伴い申請者等からは、「POSレジ収納窓口での手数料納付票等の持参がないため、あらためて所管課に受け取りに行った。」との事例が散見されたことや、そもそも「申請の際に初めて証紙の廃止を知った。」との意見も聞かれた。制度に対する周知は行われてきたものと認識しているが、このような状況を踏まえると足りない部分もあると考えられ、様々な工夫した周知方法の検討も必要ではないか。 また、「申請にあたっては、納付票等を所管課で入手の上、売店等のPOSレジで払込みを行い、再度所管課に申請に行くといった手順に手間を感じる。」方もあると聞いている。県のウェブページに納付票等を掲載することで、一定程度の対応が可能であるが、県では十分に行われていないものが見受けられ、ウェブページで対応できることの更なる周知も必要と考える。 <b>については、申請者の利便性がさらに図られるよう、納付手順等の工夫やそのために必要な事務手続を進められたい。</b> <b>なお、今後分野を問わず重要な制度の新設や変更に当たっては、関係者団体等への協力依頼を含め、事務手続等の周知を徹底されたい。</b></p>	<p><b>【会計指導課】</b> 手数料収入の事務手続については、次のような状況であったと認識している。</p> <p>(1) 手数料の徴収又は収納を外部委託する際には、地方自治法施行令第158条の規定により公表しなければならないことについて所管課の理解が不足していた。</p> <p>(2) 収入証紙制度の廃止については、とりネット、県政だより、新聞広告等により周知をしてきた。また、各手数料所管課においても証紙に代わる納付方法について、とりネット等で周知を行っていたと思われるが、県民の方に十分には伝わり切れていなかった。</p> <p>(3) 未使用収入証紙の還付について、とりネット等により周知をしてきたが、県民の方に十分には伝わり切れていなかった。</p> <p>このため、次のとおり措置を講じた。</p> <p>(1) 令和5年2月22日付けで全庁に依頼文書を発出し、各所属での告示漏れの再点検を依頼するとともに、手数料の徴収委託契約を締結する場合に必要な事務処理について周知した。</p> <p>(2) 各手数料を案内したウェブページを点検したところ、証紙に代わる納付方法が示されていないなど、情報が古いものが散見されたため、前出の依頼文書により手数料所管課に修正を求めた。 併せて、申請者へのさらなる周知や納付手順の工夫等についても依頼した。 納付方法の多様化については、今後も新たな決済手段の普及動向等を注視しながら検討していく。</p> <p>(3) 日本海新聞「鳥取県からのお知らせ」(R5.2.23掲載)や県政だより(令和5年4月号)で、未使用の収入</p>

令和3年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>電子申請システムにおいては、電子申請と併せてクレジットカードのほか、ページによる電子納付が可能となり、また、電子収納に係る手数料を、利用者負担から県負担へ既に変更するなどの取組を進めているところである。また、国システム等の都合により電子申請ができなかったものについても、国の申請手続の電子化に併せ、手数料の電子納付を検討されている所屬もある。このような取組は利用者の利便性向上のため、今後とも導入が検討されるべきと考える。</p> <p><b>については、重点事項調査の結果を参考に、それぞれの手数料の特性や個々の取扱窓口の配置状況の確認を行った上で、費用対効果も勘案の上、多様な納付方法が選択できるよう検討するなど、さらなる利便性向上を図られたい。</b></p> <p><b>(3)未使用収入証紙の還付の周知について</b></p> <p>収入証紙条例廃止に係る経過措置により、使用されなかった購入済の収入証紙については、保有者の還付請求により返還することが可能であり、ウェブページ等で周知しているところである。</p> <p><b>については、期限到来直前の適期での広報などを含め、引き続き、未使用の収入証紙は還付が可能であることについて、周知徹底を図られたい。</b></p>	<p>証紙の還付について周知した。</p> <p>今後も還付期限到来年度（令和8年度）まで、年1回程度、新聞広告等により周知するとともに、還付期限到来年度には、県政だよりへの掲載を検討し、周知徹底を図る。</p> <p><b>【県民参画協働課】</b></p> <p>各制度所管課における制度の新設や変更に伴う事務手続等の周知や制度変更等の県民の認知度の把握が不十分であった。</p> <p>このため、県の重要な制度の新設や変更にあたって、関係団体等への協力依頼を含め、各制度所管課において、当該事務の手続等の周知を更に徹底するよう、全庁に通知するとともに、制度の新設や変更が県民にどのくらい浸透しているかを把握するため、当課から一括して、適宜、県民参画電子アンケートにより、制度変更等の認知度の調査・点検を行う旨を予告した（令和5年3月31日付け）。</p> <p>また、今後、制度の新設や変更が県民にどのくらい浸透しているかを把握するため、当課から一括して、定期的に県政参画電子アンケートを実施する。</p>

## 令和3年度決算に係る行政監査の結果に基づき講じた措置

### 4 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
<p><b>県土整備部</b> 県土総務課 (道路建設課)</p> <p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p> <p><b>各部局</b> 国費担当課の各部局主管課(県土整備部を除く。)</p>	<p>&lt;概要&gt; 国土交通省所管の令和3年度道路事業補助金に係る多額の収入未済(2,486,832,000円)が生じた。</p> <p>&lt;意見&gt; 次の事項について検討の上、改善を図りたい。</p> <p>1 国費担当課(法定受託事務として国の会計事務を行う課)はもとより、関連する事務を処理する地方機関を含めて職員に国費事務について、理解促進を図ること。</p>	<p>財務省会計センターや会計指導課の主催する研修の受講並びに通知、マニュアルの確認などによって理解促進を図っているが、徹底されていない所属があった。</p> <p>引き続き、研修や令和5年3月に運用開始した「国費事務マニュアルデータベース」などを活用して、国費事務に対する職員の理解を促進している。</p> <p>地方機関職員に対する国庫補助事業への理解促進については、地方機関との関わりがある部局において、例えば地方機関と情報共有する機会を確保するなど、関わり方に応じた方法で理解促進を図っていくことを国費事務の適正な執行に係る主管課長会議(令和5年3月16日開催)において会計管理局から各部局へ依頼した。</p> <p>なお、部局(各省庁の事務処理方法の違い)により、本庁と地方機関との関わりは異なっているものの、研修の受講や課内電子会議室等に関連通知を掲載する等、国費事務の理解促進を図っている。</p>
<p><b>県土整備部</b> 県土総務課 (道路建設課)</p> <p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p> <p><b>各部局</b> 国費担当課の部局主管課(県土整備部を除く。)</p>	<p>2 国費事務処理に関するマニュアルについて、必要な改正を行うとともに、関係職員への理解の促進を図ることと併せて、会計指導課が国費の決算見込額を照会する際には、別システムの業務である国の官庁会計システムでの支出負担行為額と県の財務会計システムでの収入済額の整合性を確認させた上で報告させること。</p> <p>また、国費事務の各段階において課長や課長補佐が具体的に関わることを担保する方策を取り入れて実効性を確保すること。(例：会計指導課への確認報告等は課長又は課長補佐が自らのパソコンで回答する。)</p>	<p>国費事務処理に関するマニュアル等について、次のような原因があったと認識している。</p> <p>&lt;マニュアル改正関係&gt; 国費の支払については、支払日が官庁会計システム入力日の翌々日以降となる「通常払」が原則であり、国の指示などやむを得ない場合にのみ、緊急的な支払方法である「翌日通常払」を行う取扱いとしている。会計指導課では、「翌日通常払」は国費担当課と会計指導課の双方で決裁等のスケジュールを共有し、連携しながら手続を進めることとして運用してきたが、国費担当課に「翌日通常払」の意義や手順等が十分には共有されておらず、内部の事務手続の遅れが理由でも「翌日通常払」により支払可能といった認識のずれが生じていた。</p> <p>&lt;収入状況の確認関係&gt; 国費の決算見込額の照会において、国費担当課には官庁会計システムで支出済額を確認して報告するよう求めているが、県を債主とする支出済額と官署支出官鳥取県会計管理者を納入者とする県の収入済額を突合することまでは求めていなかった。</p>

令和3年度決算に係る行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>&lt;上司の関与関係&gt;            国費を受け入れる県事務（請求書作成、収入調定）は、各担当課の長が決裁している。ただし、収入状況確認は決裁事項ではないため、課長や課長補佐など、上司が十分に関わっていない。</p> <p>国費を支出する国事務（支出負担行為、支出決定決議書）も各担当課の長が決裁ルートに入り確認し、又は、併せて行う県事務の決裁時に確認している。</p> <p>県又は国いずれの事務においても、上司がよりの確に進捗管理を行える仕組みづくりが課題である。</p> <p>このため、次のとおり措置を講じた。</p> <p>&lt;マニュアル改正関係&gt;            令和4年7月に「国費事務の手引き」を改正し、支払方法は原則「通常払」とすること及び「翌日通常払」は国側の事情によりやむを得ない場合にのみ行う緊急的な支払方法であること等を明記し、国費事務研修において周知徹底した。</p> <p>また、国費事務の一連の流れについて、国の官庁会計システム及び県の財務会計システムによる事務を網羅し、事務の各段階におけるリスク及び未然防止策を踏まえた「国費事務マニュアルデータベース」を作成し、令和5年3月に運用開始した。</p> <p>&lt;収入状況の確認関係&gt;            各部局において、調定や支出負担行為などの決裁事務については電子決裁で、決裁事務ではない収入状況の確認については電子会議室で進捗状況を共有するなど、進捗管理が組織的に行えるよう工夫する。</p> <p>なお、収入状況の確認については、会計管理局からの国費決算見込照会時の回答様式も県への収入状況の欄を追加するよう改め、収入済みであることを組織的かつ確実に確認するようにした。</p> <p>&lt;上司の関与関係&gt;            国の官庁会計システムや県財務システムで対応できない部分（国費受入に向けた請求や調定並びに国費の支出決定決議書起案に至るまで）の組織的な進捗管理が可能となるよう、会計管理局が作成した「国費支払管理データベース」に</p>

令和3年度決算に係る行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>進捗状況管理や遅延警告メール自動送信等の機能を追加し、令和5年3月から運用を開始した。</p> <p>また、令和5年2月15日に、令和4年度末における国費支払や県収入の収入状況確認等について、注意喚起の通知を发出した。また、令和5年3月29日、4月11日及び5月9日には、県の予算執行状況の定期的な確認等について通知文書を发出し、上司の関与はもとより組織的な予算執行状況の確認・共有を促した。今後も出納整理期限に向けて、定期的に収入未済や支払漏れ等の確認を該当所属へ依頼し、その対応等について所属長等が承知したうえで回答させることとし、処理漏れの防止を図っていく。</p>
<p><b>総務部</b> デジタル・行 財政改革局 行財政改革 推進課</p> <p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p>	<p>3 1、2を前提として、組織的な進捗管理、履行確認についてその徹底を図るよう業務適正化において重要なリスクへの位置付けや業務点検チェックリストの見直しなど、具体的な対応を行うこと。</p> <p>また、国費事務に限らず、会計処理全般について確実な確認行為が行われるよう意識醸成を図るとともに、具体的な方策とその確実な励行を確認する実効性のある取組と活動を進めること。</p>	<p><b>【行財政改革推進課】</b></p> <p>組織的な進捗管理や履行確認の徹底については、業務点検チェックリスト及び未然防止策において整理して全庁周知しているが、一部の所属で未然防止策が未実施であるなど定着に課題がある。</p> <p>令和4年度は各所属での自己点検を2回に分けて実施することに改め、年度中途での点検結果を踏まえて、年度末までに業務点検チェックリスト・未然防止策を確実に実施することとした。</p> <p>また、監査意見等を踏まえ令和5年度に業務点検チェックリスト及び未然防止策を見直すとともに、業務適正化に対する職員の理解度向上を目的に全職員向けの研修を実施した。</p> <p><b>【会計指導課】</b></p> <p>会計処理全般について、研修や会計実地検査時のほか、年度末及び出納整理期間前に注意すべき事項等を、会計制度やマニュアルを掲載したデータベースでお知らせするなどし、注意喚起を行ってきた。また、出納整理期間における決算処理については、4月初めに通知を发出し留意事項等の周知を行っていたが、所属において徹底されていなかった。</p> <p>令和5年2月15日に、令和4年度末における国費支払や県収入の収入状況確認等について、注意喚起の通知を发出した。また、令和5年3月29日、4月11日及び5月9日には、県の予算執行状況の定期的な確認等について通知文書を发出し、組織的な予算執行状況の確認・共有を促した。今後も出納整理期限に向け</p>

令和3年度決算に係る行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>て、定期的に収入未済や支払漏れ等の確認を該当所属へ依頼し、その対応等について所属長等が承知したうえで回答させることとし、処理漏れの防止を図っていく。</p> <p>また、会計処理全般について、研修や会計実地検査、会計制度やマニュアルを掲載したデータベースでのお知らせなどで引き続き注意喚起していく。</p>
<p><b>県土整備部</b> 県土総務課 (道路建設課)</p> <p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p> <p><b>各部局</b> 国費担当課の部局主管課(県土整備部を除く。)</p>	<p>4 会計指導課及び国費担当課において、国費収入事務を処理できる職員をあらかじめOJTなどの手法により複数養成しておくこと。</p>	<p>概ね各部局とも、職員の複数体制を確立しており、一部の部局では、課内で複数体制を確保できない場合でも、部内で補完する体制としている。</p> <p>一方で、課内での補完体制を超える緊急事態が発生した場合に、部内で補完できる体制が取れていなかった部局もあった。</p> <p>引き続き、職員の複数体制が維持できるよう職員の育成などを行う。</p> <p>会計管理局からは、職員の複数体制が維持できるよう各部局に対して職員育成を促しており、令和5年4月から6月までに財務省会計センターが主催する操作研修を20名が受講することとしている。また、国費関係システム操作可能職員名簿を令和5年3月に配布し、課内だけでなく、部内でも補完しながら緊急時に対応できる体制づくりを促した。</p>
<p><b>総務部</b> デジタル・行財政改革局 行財政改革推進課</p> <p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p>	<p>5 会計指導課と各国費担当課との連携を密に行うこと。また、職員間の事務引継ぎについては、上司が内容を確認するなど、漏れのないように徹底すること。</p>	<p><b>【行財政改革推進課】</b></p> <p>引継ぎの留意点等については例年年度末に周知しているが、新型コロナ対策等による交替勤務、年度中途異動、年度末など、繁忙期・緊急時であるほど事務引継ぎや連携不足によるミスの発生リスクは高まるものと考えられる。</p> <p>引継ぎや組織間連携が適切に実施されるよう、引継ぎやフォーマット等について主管課長会議で説明するとともに各部局(課)内において周知徹底した。(参考)</p> <p>職員間の引継ぎ不足による業務の遅延やミスを防止するとともに、事務引継ぎを効率化できるよう、各所属において利用できる事務引継ぎ専用のデータベーステンプレートをデジタル改革推進課が作成し、全庁に周知した。(R5.2.1)</p> <p><b>【会計指導課】</b></p>

令和3年度決算に係る行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>会計指導課担当者と国費担当課担当者との間で「翌日通常払」について認識のずれがあり、また、意思疎通も不十分であった。</p> <p>令和4年7月に「国費事務の手引き」を改正し、支払方法は原則「通常払」とすること及び「翌日通常払」は国側の事情によりやむを得ない場合にのみ行う緊急的な支払方法であることを明記し、会計指導課への事前連絡、国費担当課と会計指導課の双方で決裁スケジュールを共有するなど、連携しながら進めることを国費事務研修において周知徹底した。</p> <p>なお、会計指導課内の連携強化については、「国費事務マニュアルデータベース」内に職員向けのマニュアルを整備し、業務が見える化した。</p>
<p><b>会計管理局</b> 会計指導課</p>	<p>6 事務改善を組織的に進めること。</p>	<p><b>【会計指導課】</b></p> <p>令和2年度及び3年度は国費事務担当者研修会を行っておらず、研修アンケートなどにより国費事務担当者の意見を十分に聞く機会が不足していたことから、上記1～5の取組により、組織的な事務改善を進めた。今後、研修アンケートを行うなど、国費担当課の意見を聞きながら必要に応じて更なる改善を図っていく。</p> <p>併せて、会計事務についてDXの活用も検討していく。</p>